

# 福島の復興・再生に向けた取組

2026年2月

15years

復興・創生 その先へ

Recovery, Revitalization - Moving Beyond

復興庁 Reconstruction Agency



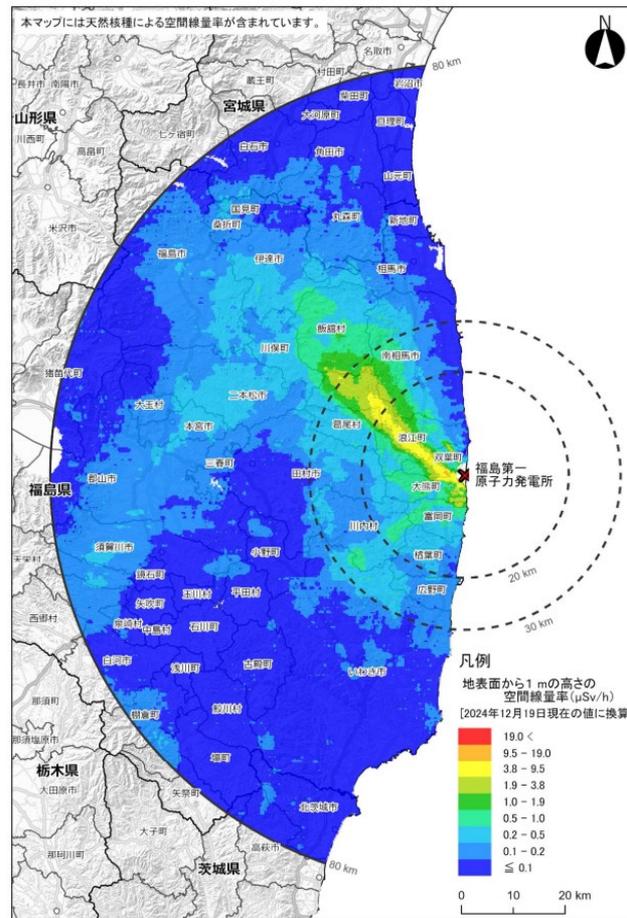
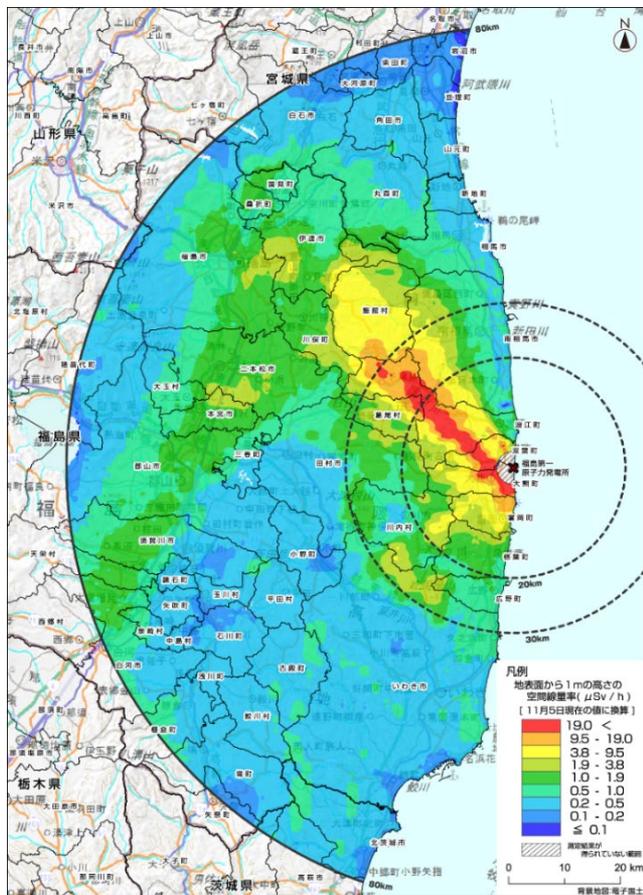
# 目次

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 避難指示解除              | .....P.2  |
| 生活環境整備              | .....P.9  |
| 産業、福島イノベーション・コースト構想 | .....P.16 |
| 福島国際研究教育機関(F-REI)   | .....P.22 |
| 風評対策                | .....P.27 |
| 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)  | .....P.32 |
| 環境再生                | .....P.35 |
| 復興を支える仕組み           | .....P.48 |

# 避難指示解除

## ①空間線量率平均の推移

○ 測定した領域の空間線量率は、引き続き、全体として減少傾向にある。



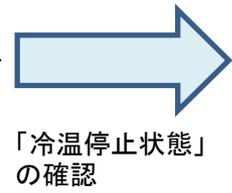
2011年11月5日時点の線量分布

2024年12月19日時点の線量分布

# 避難指示区域解除

## ②避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

- 1. 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示
- 2. 平成23年4月
  - ・警戒区域（福島第一から半径20km）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】
  - ・計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）  
【立入可、宿泊原則禁止】
  - ・緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）  
【避難の準備、立入可、宿泊可】

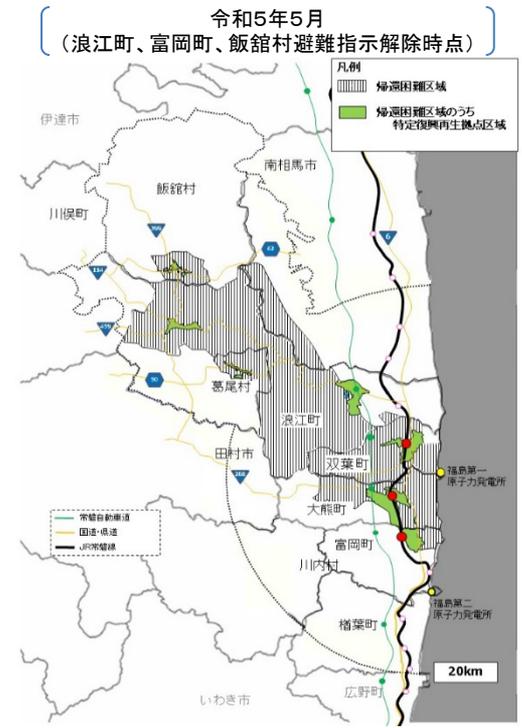
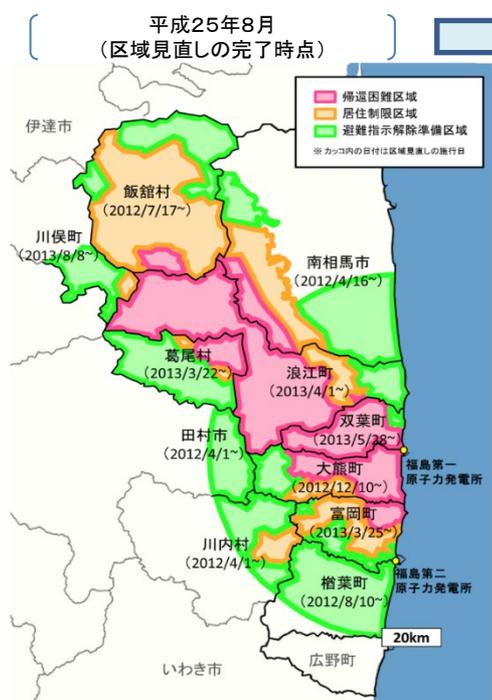


- 5. 避難指示区域の見直しの実施
  - ・**帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）  
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
  - ・**居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）  
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
  - ・**避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）  
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

- 3. 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除
- 4. 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

- 6. 避難指示の解除  
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



### ○避難指示解除の3要件(原子力災害対策本部決定 2011年12月)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20mSv以下になることが確実であること
- ②日常生活に必須なインフラ(電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など)や生活関連サービス(医療、介護、郵便など)が概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との協議

### ○避難指示の解除=復興の本格化

「檜葉町住民懇談会資料」(2015年6月)抜粋

- 避難指示は、ふるさとに「戻りたい」と考える住民の方々も含めて、一律かつ強制的な避難を強いる措置です。この結果、住民の方々には、長期にわたり不自由な避難生活を強いているのが現状です。
- 避難指示の解除は、「戻りたい」と考えている住民の方々の帰還を可能にするものです。
- ただし、帰還するかしないかは、当然のことながら、お一人お一人のご判断によるものであり、国が避難指示を解除したからといって帰還を強制されるものではありません。
- また、避難指示が解除されても、国による様々な支援策が終了するわけではありません。国としては、避難指示の解除後も、政府一丸となって、檜葉町の復興に向けた施策をしっかりと展開してまいります。

# 避難指示解除

## ④避難者数・近年の避難指示解除の状況

### 【避難者の状況】

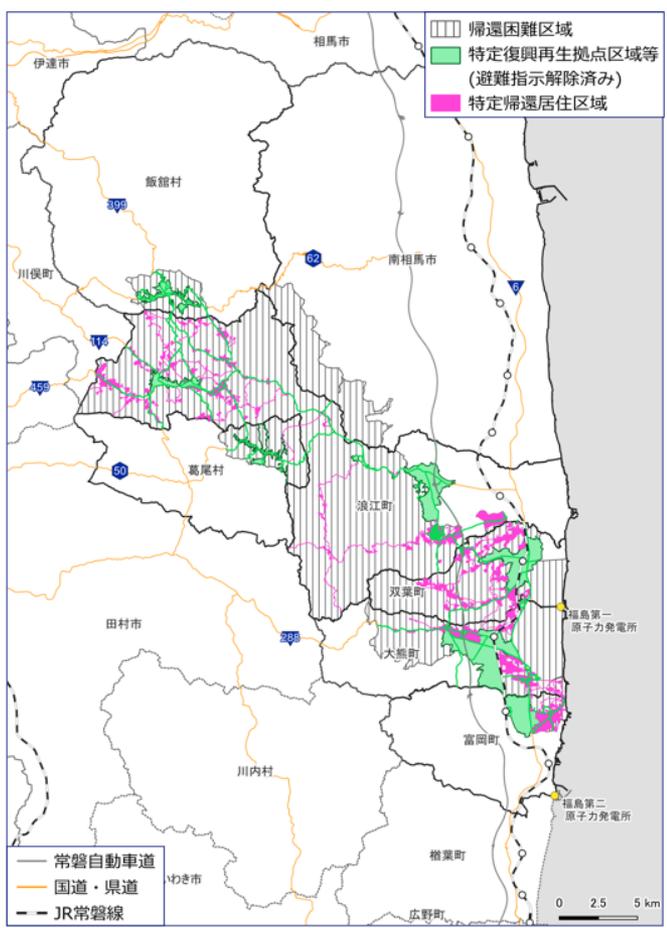
東日本大震災による福島県全体の避難者  
 約2万4000人 (2025年8月1日時点)  
 ※ピーク時 (2012年5月) は約16.5万人

避難指示区域からの避難対象者  
 約7300人(2025年4月時点)  
 ※避難指示区域設定時 (2013年8月) は約8.1万人  
 ※6町村の帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外

### 【避難指示解除の状況】

| 区域                | 時期               | 対応   |   |
|-------------------|------------------|--|---|
| 避難指示解除準備区域・居住制限区域 | 令和2年3月まで         | 全ての区域での避難指示解除を完了                           |   |
| 帰還困難区域            | 特定復興再生拠点区域       | 令和5年11月まで<br>6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示解除を完了 |   |
|                   | 拠点区域外(特定帰還居住区域等) | 令和3年8月                                     | 「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を決定  |
|                   |                  | 令和5年5月                                     | 飯舘村の一部において土地活用に向けた避難指示解除を完了   |
|                   |                  | 令和5年6月                                     | 福島特措法改正が公布・施行(「特定帰還居住区域」)   |
|                   |                  | 令和5年9月                                     | 「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定  |
|                   |                  | 令和6年1月                                     | 「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定   |
|                   |                  | 令和6年2月                                     | 「大熊町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について認定<br>「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」について認定                             |
|                   |                  | 令和6年4月                                     | 「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について認定  |
|                   |                  | 令和7年3月                                     | 「浪江町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更及び「南相馬市特定帰還居住区域復興再生計画」について認定<br>飯舘村・葛尾村の一部において土地活用に向けた避難指示解除を完了 |
|                   |                  | 令和7年7月                                     | 「葛尾村特定帰還居住区域復興再生計画」について認定   |
|                   |                  | 令和8年2月                                     | 「富岡町特定帰還居住区域復興再生計画」及び「双葉町特定帰還居住区域復興再生計画」の変更について認定                                     |

### 避難指示区域の概念図 (2025年7月29日時点)



※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表。

出典：  
 ・東日本大震災による福島県全体からの避難者数：福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」(第1799報：令和7年3月5日)  
 ・避難指示区域からの避難対象者数：市町村から聞き取った情報(2025年4月1日時点の住民登録数)を基に原子力被災者生活支援チーム集計。

# 避難指示解除

## ⑤特定復興再生拠点区域

- 2017年に福島復興再生特別措置法を改正し、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」（拠点区域）を設定できる制度を創設。
- 当該制度に基づき、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の計画を認定。  
**2023年11月までに、6町村の拠点区域の避難指示が全て解除された。**

### 双葉町（2022年8月30日解除）



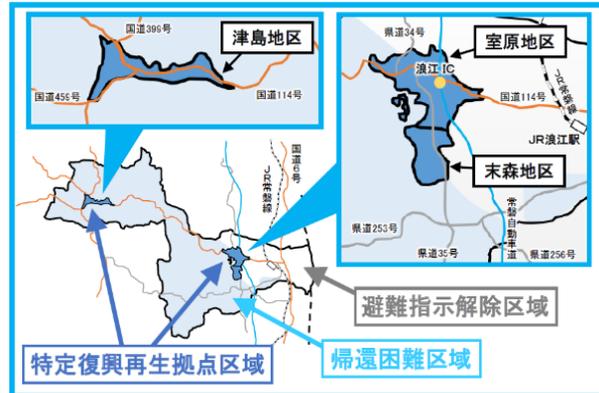
- ・区域面積：約555ha ・居住人口目標：約2,000人
- ・計画認定：2017年9月15日

### 大熊町（2022年6月30日解除）



- ・区域面積：約860ha ・居住人口目標：約2,600人
- ・計画認定：2017年11月10日

### 浪江町（2023年3月31日解除）



- ・区域面積：約661ha ・居住人口目標：約1,500人
- ・計画認定：2017年12月22日

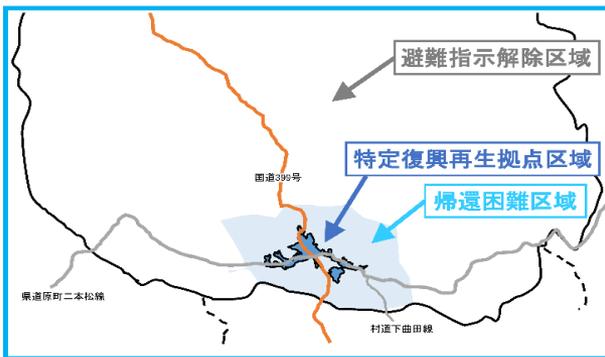
### 富岡町（2023年4月1日解除）



- ・区域面積：約390ha ・居住人口目標：約1,600人
- ・計画認定：2018年3月9日

※2023年4月1日に夜の森・大菅地区、11月30日に小良ヶ浜・深谷地区内の特定復興再生拠点区域の避難指示を解除

### 飯館村（2023年5月1日解除）



- ・区域面積：約186ha ・居住人口目標：約180人
- ・計画認定：2018年4月20日

### 葛尾村（2022年6月12日解除）



- ・区域面積：約95ha ・居住人口目標：約80人
- ・計画認定：2018年5月11日

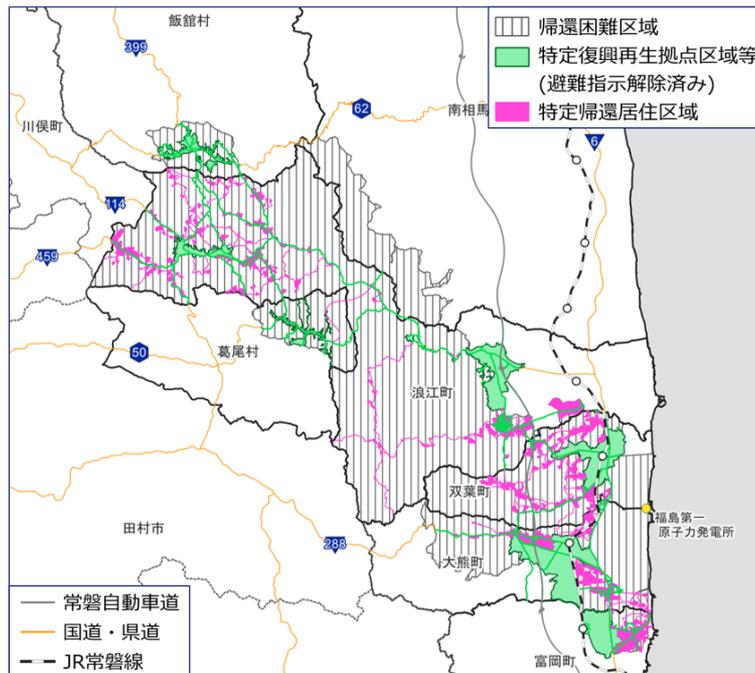
## ⑥特定帰還居住区域

- 2020年代をかけた、帰還困難区域となっている区域に帰還する意向のある住民が帰還できるよう、**帰還困難区域を抱える7市町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村、飯館村、南相馬市）**が「特定帰還居住区域復興再生計画」（区域計画）を作成・申請し、国が認定する「**特定帰還居住区域**」制度を創設。
- これまでに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村が区域計画を作成・申請し、国が認定。
- 認定された区域計画に基づき、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町においては国による除染・解体工事を開始しており、南相馬市及び葛尾村においては国による除染・解体工事の開始に向けて準備中。

### ○各市町村における主な取組

| 市町村  | 取組状況  |
|------|---|
| 大熊町  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月に<b>区域計画の認定</b>、同年12月に<b>除染等に着手</b>。</li> <li>・令和6年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。</li> </ul>                                    |
| 双葉町  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月に<b>区域計画の認定</b>、同年12月に<b>除染等に着手</b>。</li> <li>・令和6年4月に対象区域を追加する区域計画の変更。</li> <li>・令和8年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。</li> </ul> |
| 浪江町  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年1月に<b>区域計画の認定</b>、同年6月に<b>除染等に着手</b>。</li> <li>・令和7年3月に対象区域を追加する区域計画の変更。</li> </ul>                                     |
| 富岡町  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年2月に<b>区域計画の認定</b>、同年9月に<b>除染等に着手</b>。</li> <li>・令和8年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。</li> </ul>                                     |
| 南相馬市 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年3月に<b>区域計画の認定</b>。</li> </ul>   |
| 葛尾村  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年7月に<b>区域計画の認定</b>。</li> </ul>   |

### ○避難指示区域の概念図(令和7年7月時点)



※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表

# 生活環境整備

①12市町村の主なデータ

| 自治体名  | 広野町               | 田村市                | 川俣町                       | 川内村               | 南相馬市                      | 檜葉町                      | 葛尾村                | 飯舘村                | 浪江町                 | 富岡町                 | 大熊町                 | 双葉町                | 計                   |
|---|-------------------|--------------------|---------------------------|-------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| 全域住基人口<br>(H23.3※)<br>A                           | 5,490人            | 41,701人            | 15,892人                   | 3,038人            | 71,561人                   | 8,011人                   | 1,567人             | 6,509人             | 21,542人             | 15,830人             | 11,505人             | 7,100人             | 209,746人            |
| 全域住基人口<br>(R7.2※)<br>B                            | 4,534人            | 32,907人            | 11,609人<br>(※)            | 2,224人            | 55,657人                   | 6,401人<br>(※)            | 1,220人             | 4,495人             | 14,574人             | 11,288人             | 9,915人              | 5,279人             | 160,103人            |
| 避難指示が<br>なされた地域における<br>住基人口(H23.3)<br>C<br>[C/A]  | —<br>[—]          | 380人<br>[0.9%]     | 1,252人<br>[7.9%]          | 356人<br>[11.7%]   | 14,279人<br>[20.0%]        | 7,959人<br>[99.4%]        | 1,567人<br>[100.0%] | 6,509人<br>[100.0%] | 21,542人<br>[100.0%] | 15,830人<br>[100.0%] | 11,505人<br>[100.0%] | 7,100人<br>[100.0%] | 88,279人<br>[42.1%]  |
| 避難指示が<br>なされた地域における<br>住基人口(R7.2※)<br>D           | —                 | 218人               | 616人                      | 236人              | 6,701人<br>(※)             | 6,366人<br>(※)            | 1,220人             | 4,495人             | 14,574人             | 11,288人             | 9,915人              | 5,279人             | 60,908人             |
| 避難指示が<br>なされた地域における<br>実居住人口(R7.2※)<br>E<br>[E/D] | —<br>[—]          | 189人<br>[86.7%]    | 325人<br>[52.8%]           | 110人<br>[46.6%]   | 4,314人<br>(※)<br>[64.4%]  | 4,448人<br>(※)<br>[69.9%] | 461人<br>[37.8%]    | 1,511人<br>[33.6%]  | 2,256人<br>[15.5%]   | 2,590人<br>[22.9%]   | 878人<br>[8.9%]      | 181人<br>[3.4%]     | 17,263人<br>[28.3%]  |
| 全域実居住人口<br>(R7.2※)<br>F<br>[F/B]                  | 4,140人<br>[91.3%] | 32,237人<br>[98.0%] | 11,061人<br>(※)<br>[95.3%] | 1,856人<br>[83.5%] | 52,825人<br>(※)<br>[94.9%] | 4,477人<br>(※)<br>[69.9%] | 461人<br>[37.8%]    | 1,511人<br>[33.6%]  | 2,256人<br>[15.5%]   | 2,590人<br>[22.9%]   | 878人<br>[8.9%]      | 185人<br>[3.5%]     | 114,473人<br>[71.5%] |
| 市町村別<br>総生産(H22)<br>G                             | 756               | 1,005              | 387                       | 64                | 2,386                     | 821                      | 31                 | 109                | 507                 | 1,056               | 1,090               | 504                | 8,715               |
| 市町村別<br>総生産(H22)<br>(建設業は控除)<br>H                 | 735               | 925                | 370                       | 57                | 2,268                     | 795                      | 28                 | 97                 | 474                 | 1,028               | 1,054               | 483                | 8,315               |
| 市町村別<br>総生産(R4)<br>I                              | 342               | 1,294              | 460                       | 102               | 2,263                     | 353                      | 44                 | 161                | 256                 | 298                 | 655                 | 380                | 6,607               |
| 市町村別<br>総生産(R4)<br>(建設業は控除)<br>J                  | 321               | 1,175              | 407                       | 64                | 2,022                     | 313                      | 32                 | 82                 | 152                 | 235                 | 82                  | 39                 | 4,922               |
| (J/H)<br>K  | 43.7%             | 127.0%             | 110.0%                    | 112.3%            | 89.2%                     | 39.4%                    | 114.3%             | 84.5%              | 32.1%               | 22.9%               | 7.8%                | 8.1%               | 59.2%               |

※ 上表の「避難指示」は、原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づき発せられた避難指示を指す。

※ A、B、C、D、E、Fは市町村HPや市町村へのヒアリングに基づき記載。

※ 「全域住基人口(H23.3)」についてH23.3.11時点。ただし、田村市及び双葉町はH23.3.1時点。

※ 「全域住基人口(R7.2)」についてR7.2.1時点。ただし、川俣町はR6.3.31時点、檜葉町はR7.1.31時点。

※ 「避難指示がなされた地域における住基人口(R7.2)」及び「避難指示がなされた地域における実居住人口(R7.2)」はR7.2.1時点。ただし、南相馬市及び檜葉町はR7.1.31時点。

※ 「全域実居住人口(R7.2)」はR7.2.1時点。ただし、川俣町はR6.4.1時点、南相馬市及び檜葉町はR7.1.31時点。

※ G、H、I、Jは「令和4(2022)年度福島県市町村民経済計算年報」に基づき記載。単位は億円。端数処理の都合上、内訳と計は必ずしも一致しない。

# 生活環境整備

## ②生活環境整備の状況

(現状)・福島県全体の避難者数は減少(最大16.5万人→2.4万人(R7.12))

・避難指示解除区域全体の居住者数は徐々に増加(約0.4万人(H29.4)→約1.8万人(R7.12))

(取組)・医療、介護、教育、買い物、住まい、交通等の生活環境の整備

・移住・定住の促進(「ふくしま12市町村移住支援センター」による住まいや仕事等の情報の発信、移住者に対する住まいの確保の支援、移住支援金の給付など)

### 医療・介護・福祉

- 2018年4月 南相馬市  
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
- 2018年4月 富岡町  
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
- 2020年4月 大熊町  
「認知症高齢者グループホーム おおくまもみの木苑」開設
- 2021年2月 大熊町診療所 開所
- 2021年12月 小高診療所 開所
- 2022年4月 富岡町「共生サポートセンターさくらの郷」開所
- 2022年6月 浪江町 「ふれあい福祉センター」開設
- 2023年2月 双葉町診療所 開所



ふたば医療センター附属病院

### 働く場

- 2018年9月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
- 2019年10月 楡葉町 楡葉北産業団地 「株式会社エヌビーエス」工場稼働
- 2021年5月 川内村 田ノ入工業団地 「大橋機産」稼働
- 2021年9月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働
- 2022年4月 川俣町 ベルグ福島 川俣西部工業団地に植物ワクチン総合研究所開所
- 2022年7月 大熊町 大熊インキュベーションセンター 開所
- 2023年4月 双葉町 浅野燃糸「フタバスーパーゼロミル」開所
- 2023年7月 南相馬市 下太田工業団地  
ARCALIS「GMP準拠のmRNA原薬製造施設」開所

### 住まい

復興公営住宅：計画戸数4,767戸完成  
帰還者向け災害公営住宅：計画戸数453戸完成



県営復興公営住宅「日和田団地」

### 教育

小中学校等再開：双葉町を除く11市町村が自市町村内で再開  
12市町村内の新規開校など最近の動き

- 2019年4月 「ふたば未来学園中学校」開校
- 2020年4月 「いいたて希望の里学園」開校
- 2021年4月 「川内小中学園」開校
- 2022年4月 「富岡小学校」「富岡中学校」開校
- 2022年4月 「楡葉小学校」開校
- 2023年4月 「学び舎ゆめの森」大熊町内で学校再開(8月～新校舎利用)
- 2024年3月 双葉町で町内での学校再開に向けた基本構想をとりまとめ
- 2025年1月 「ふたば支援学校(旧富岡支援学校)」が楡葉町内で再開
- 2025年3月 双葉町で「新しい学校」に係る施設整備基本計画を策定



学び舎ゆめの森

### 交通

- [常磐自動車道]  
2015年3月 全線開通
- [JR常磐線]  
2020年3月 全線運転再開、Jヴィレッジ駅常設化
- [相馬福島道路]  
2021年4月 全線開通
- [小名浜道路]  
2025年8月 全線開通



小名浜道路開通式

### 買い物環境

- 2017年3月 富岡町 「さくらモールとみおか」全面開業
- 2018年6月 楡葉町 「ここなら笑店街」開業
- 2019年6月 南相馬市 「ダイユーエイト小高」開業
- 2019年7月 浪江町 「イオン浪江店」開業
- 2020年8月 浪江町 「道の駅なみえ」開業
- 2021年4月 大熊町 大川原地区商業施設 開業
- 2025年3月 大熊町 「クマSUNテラス」開業
- 2025年5月 飯館村 「ハンドラッグ飯館店」開業
- 2025年8月 双葉町 「イオン双葉店」開業
- 2025年12月 田村市 「コ・ラッシュェ都路」開業



イオン双葉店  
オープニングセレモニー

# 生活環境整備

## ③福島再生加速化交付金【令和8年度概算決定額591億円(令和7年度当初予算額599億円)】

### 事業概要・目的

- 福島の復興・再生に向けた課題を 第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を支援。

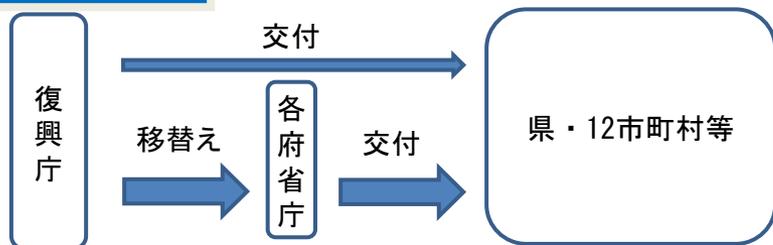
(参考) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日) (抄)

それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域を始めとする帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を行う。

### 期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

### 資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

### 事業イメージ・具体例

- 対象区域  
避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

| 交付金の対象           | 主な事業内容  |
|------------------|---|
| 帰還・移住等環境整備       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災12市町村等への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活拠点等の整備(災害公営住宅、市街地の整備等)</li> <li>・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等)</li> <li>・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等)</li> <li>・新たな住民の移住等の促進に資する施策</li> </ul> </li> </ul> |
| 長期避難者生活拠点形成      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の家賃低廉化等)</li> <li>・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)</li> </ul> </li> </ul>  |
| 福島定住等緊急支援        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等)</li> <li>・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリダーの養成等)</li> </ul> </li> <li>○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援</li> </ul>                               |
| 既存ストック活用まちづくり支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備</li> <li>・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施</li> </ul> </li> </ul>   |
| 浜通り地域等産業発展環境整備事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知</li> <li>・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援</li> </ul> </li> </ul>  |

## ④福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)の活用状況

- 避難指示等を受けた12市町村等において、住民の帰還や新たな住民の移住・定住を促進するための様々なインフラ整備等（48事業）を支援

（注）令和3年度に「帰還環境整備」から「帰還・移住等環境整備」に拡充。

- 平成26年4月（第1回配分）から令和7年9月（第52回配分）までに、福島県及び12市町村等に対し、国費5,840億円を配分。

（注）12市町村以外の浜通り・中通りの市町村については、ため池放射性物質対策、個人線量管理・相談員配置等のみを支援

### 【主な活用事例】

#### ■ 生活拠点の整備（1,783億円）

- ・ 福島復興再生拠点整備（719億円）
- ・ 道路整備（284億円）
- ・ 学校・こども園等整備（216億円）
- ・ 災害公営住宅整備（153億円）
- ・ 福島再生賃貸住宅整備（128億円）
- ・ 都市防災推進（98億円）

#### ■ 生活環境の向上対策（225億円）

- ・ 水道施設整備（104億円）
- ・ 井戸掘削等（49億円）

#### ■ 健康管理・健康不安対策（240億円）

（モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置等）

#### ■ 農林水産業再開のための環境整備（2,574億円）

- ・ 農地等整備（1,171億円）
- ・ 農業用施設・機械等整備（653億円）
- ・ ため池放射性物質対策（551億円）
- ・ 木質バイオマス施設等整備（152億円）

#### ■ 商工業再開のための環境整備（880億円）

- ・ 産業団地等整備（758億円）
- ・ 事業所等整備（121億円）

#### ■ 移住・定住等促進（130億円）



市街地整備（大熊町）



災害公営住宅（富岡町）



防災まちづくり拠点施設（飯館村）



小中学校（川内村）



サツマイモ貯蔵施設（田村市）



ほ場整備（南相馬市）



胡蝶蘭栽培施設（葛尾村）



産業団地（浪江町）



産業交流施設（双葉町）

※写真は各自治体から提供または各自治体HPから許諾を得て引用

## ⑤移住・定住促進事業（福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)の内数)

- 避難指示の長期化の影響などもあり、帰還の意向を有する方が限られている中で、帰還促進に加えて、「復興の担い手」となる移住人材の確保が必要。
- 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等呼び込む戦略が必要。
  - ① 12市町村自ら移住施策の創意工夫（令和4年度から家賃低廉化補助の追加等住まいの確保対策を拡充）
  - ② ふくしま12市町村移住支援センターによる広域的・一元的な取組の実施
  - ③ 12市町村への移住を検討している方々に対する直接の後押しとして、移住支援金・起業支援金を給付（令和5年度から子育て世帯に対する支援等を追加）

### 12市町村による取組事例

#### ○ 住まいの確保への支援

移住者が空き家を取得又は賃借する場合の改修に係る経費を補助

#### ○ 住まいの確保への支援

移住者が民間賃貸住宅を賃借する場合の家賃の一部を補助

#### ○ 移住関心層への情報発信

地域の魅力を伝えるために移住関連雑誌への掲載、WEB広告、テレビ番組により情報を発信

#### ○ 相談窓口の設置

移住希望者の相談受付を行う窓口の開設、相談員に係る経費

#### ○ 受入体制の整備

新規移住者の地域への溶け込み支援、定住・定着に向けた取組への支援

#### ○ 移住セミナー・体験ツアーの実施

移住のきっかけの提供や、移住後生活のイメージを具体化

### ふくしま12市町村移住支援センターによる戦略的な情報発信と呼び込み

- 12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するポータルサイト「#未来ワークふくしま」を運用
- ポータルサイトに加え、各種SNS、タレント等を活用したYouTube動画プロモーションなど、様々なメディアを活用
- 先輩移住者へのインタビュー記事及び移住者向け求人情報、空き家物件や家賃相場等の住まい情報を総合的に発信
- 移住セミナーや移住体験ツアーの実施により、12市町村の魅力のPRや移住に係る疑問等の解消のほか、移住後におけるミスマッチを軽減

### 個人支援金による支援

12市町村に移住して就業・起業する者に対して、移住支援金・起業支援金を給付

## ⑥ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例

### 事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域等への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

### 主な事業例（国が全額支援）

#### ①生活環境の改善のための取組

##### ★ 公共施設・公益的施設の機能回復

###### ・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



###### ・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



###### ・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

#### ②避難解除区域への帰還加速のための取組

##### ★ 生活関連サービスの代替、補完

###### ・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



##### ★ 地域のコミュニティの維持

###### ・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



###### ・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

#### ③直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制等の

##### ★ 避難区域等の荒廃抑制・保全対策

###### ・ 除草

火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



###### ・ 防犯パトロール、防犯カメラ

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロール・カメラを措置。



##### ★ 住民の一時帰宅支援

###### ・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元を結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



# 産業 福島イノベーション・コースト構想

## ①福島イノベーション・コースト構想の概要

- 2014年6月、浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ（福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会）。2017年5月、福島復興再生特別措置法を改正し、構想を法律に位置付け。
- 本構想においては、例えば廃炉作業のためのロボット技術等が他の課題解決にも活用され、育成された専門人材が新技術・新産業の牽引役となり、地域の復興を支えることを企図している。加えて、地域のエネルギーや農林水産業等のプロジェクトを苗床として、新たな研究・産業拠点を整備し、将来的な新技術や新産業の創出に繋げていく。

### 重点6分野

#### 廃炉

##### 国内外の英知を結集した技術開発

- 東京電力福島第一原発の廃炉を加速するための国際的な廃炉研究開発拠点整備（楢葉町、富岡町、大熊町）



楢葉遠隔技術開発センター

#### エネルギー・環境・リサイクル

##### 先端的な再生可能エネルギー・リサイクル技術の確立へ

- 再生可能エネルギーや水素エネルギーを地域で効率的に活用するスマートコミュニティを構築



(出典) 東芝エネルギーシステムズ(株)  
福島水素エネルギー研究フィールド (FH2R) (浪江町)

#### 医療関連

##### 技術開発支援を通じ企業の販路を開拓

- 医療関連産業の集積を図るとともに、企業等の新規参入を促進



ふくしま医療機器開発支援センター（郡山市）

#### ロボット・ドローン

##### 福島ロボットテストフィールドを中核にロボット産業を集積

- 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境を再現した福島ロボットテストフィールド（南相馬市、浪江町） ※R7年4月1日付でF-REIに統合。



#### 農林水産業

##### ICTやロボット技術等を活用した農林水産業の再生

- ICTを活用した農業モデルの確立「トラクターの無人走行実証」



#### 航空宇宙

##### 次世代航空モビリティの開発や関連企業の競争力強化

- 航空宇宙関連産業の技術交流や商談、参入する企業の支援等を実施



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

### 具体的取組

#### ①産業集積

- ・ビジネス創出支援
- ・技術開発・実用化支援 等

#### ②教育・人材育成

- ・イノベ構想と連動したキャリア教育
- ・トップリーダー育成 等

#### ③交流人口の拡大

- ・地域と連携した新たな魅力創造等
- ・による来訪者の促進 等

#### ④情報発信

- 「東日本大震災・原子力災害伝承館」を起点とする情報発信 等

### 取組の3つの柱

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

### 改定の意義

- イノベ構想のこれまでの取組により、企業進出やそれに伴う雇用創出など一定の成果が出ているものの、浜通り地域等において、いまだ、イノベ構想を身近に感じられないとの声も引き続き存在。裾野の広いサプライチェーンを含む産業集積の構築などを通じた**イノベ構想の実現に至るにはなお途上**。
- これらを踏まえ、今般「青写真」を改定し、浜通り地域等がそれぞれの地域の強みを活かしながら**あらゆるチャレンジを可能にする実証の聖地**となることにより、産業集積の構築の具体化を進めるとともに**暮らしを支えるイノベーションの創出**を促進する。これにより、浜通り地域等におけるイノベ構想の定着も図る。
- 国・福島県および関係機関が**地元自治体としっかりと連携して一体となって**、浜通り地域等の創造的復興を成し遂げるという固い決意と覚悟の下、総力を挙げて、**イノベ構想の実現に向けた取組を戦略的かつ徹底的に進めること**で、福島復興をさらに加速させていく。

### 改定のポイント

- ① 重点6分野における企業の戦略と地域の強みがマッチングする形で、**産業集積を形成**した上で、地元企業を含めた**面的なサプライチェーンの構築**も進めることによって、**産業集積の効果を広域に波及**させ、「地域の稼ぎ」を創出。**(地域の稼ぎ)**
- ② 地域企業は、地域コミュニティの一員として、地域に密着した**社会課題の解決に資するイノベーション**を創出し、地域住民の**暮らしやすさの実感を向上**。**(日々の暮らし)**
- ③ これらの活動を支える**新たな活力の呼び込み**を進めるとともに、**次世代を担う人材育成**を強化。**(担い手の拡大)**
- ④ 進出企業、地元企業、研究機関、国・県・地元自治体等を中心とした**共創的コミュニティの構築を促進**し、それが**プラットフォーム**となって、①～③が**相乗効果を発揮することにより、創造的復興を目指す**。

③自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の概要

福島復興推進グループ  
福島新産業・雇用創出推進室

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和8年度予算(案) 275億円(110億円)

事業目的・概要

事業目的

東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた福島県浜通り地域等において、産業復興を加速し自立・帰還を促すため、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者等の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図るとともに、住民生活を支える商業機能の回復を進めることを目的とする。また、復興に資するよう事業者に地域貢献を促す。

事業概要

被災者等の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、以下の取組を行う。

I 製造・サービス業等立地支援事業

対象業種：製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等  
対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、植物工場・陸上養殖場施設、社宅、その他施設等

補助率：中小企業3/4以内、大企業2/3以内

II イノベ構想推進立地支援事業

対象業種：福島イノベーション・コースト構想の重点分野※  
※ ①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙

対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設等

補助率：中小企業4/5以内、大企業3/4以内

III 商業施設等立地支援事業

対象施設：商業施設(①公設型、②民設共同型)

補助率：自治体、民間事業者等 3/4以内

事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)

- I 製造・サービス業等立地支援事業
- II イノベ構想推進立地支援事業
- III 商業施設等立地支援事業



|              |  |
|--------------|--|
| 対象経費         | 用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等                           |
| 要件等<br>(選択可) | ・一定の雇用の創出<br>・一定以上の地元(県内)取引 等<br>併せて、地域貢献活動に取り組むこと |
| 実施期限         | 申請期限: R 8年度末まで / 運用期限: R 11年度末まで                   |

成果目標・事業期間

平成28年度から令和12年度までの15年間の事業であり、  
I、IIについては、  
長期的には「働く場」の確保(雇用創出)を目指す。  
IIIについては、  
長期的には商業回復を目指す。

※経産省作成資料より引用

## 新たな企業進出の具体例

### 事例1：豊通リチウム（株）（楡葉町） 令和4年9月操業開始

○本社：福島県双葉郡楡葉町

○事業内容：主にリチウムイオン電池に使用される予定である水酸化リチウムを製造するため、国内初の製造工場を楡葉南工業団地に新設



### 事例2：（株）アルメディアオ（双葉町） 令和4年10月操業開始

○本社：東京都国立市

○事業内容：カーボンナノファイバー等を製造するナノ材料事業の拠点として、中野地区復興産業拠点に福島双葉工場を新設



### 事例3：（株）ライスレジン（旧（株）バイオマスレジン福島）（浪江町） 令和4年11月操業開始

○本社：福島県双葉郡浪江町

○事業内容：非食用米を一部原料としたバイオマスプラスチックである「ライスレジン」の製造を行う工場を浪江町北産業団地に新設



### 事例4：浅野燃糸（株）（双葉町） 令和5年4月操業開始

○本社：岐阜県安八郡安八町

○事業内容：特許技術を用いた燃糸の製造、高機能タオルの販売を行うため、燃糸工場を中野地区復興産業拠点に新設



### 事例5：（株）ARCALIS（南相馬市） 令和5年8月操業開始

○本社：福島県南相馬市

○事業内容：新型コロナウイルスやインフルエンザのほか、がんの治療薬等の開発に用いられるmRNA医薬品・ワクチンの受託開発製造等を行う原薬製造工場を下太田工業団地に新設

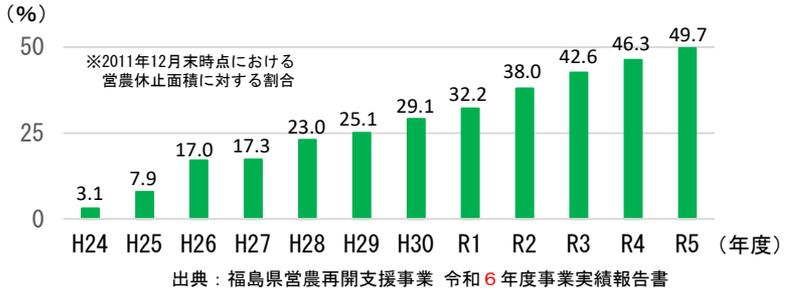


# 産業・イノベ構想

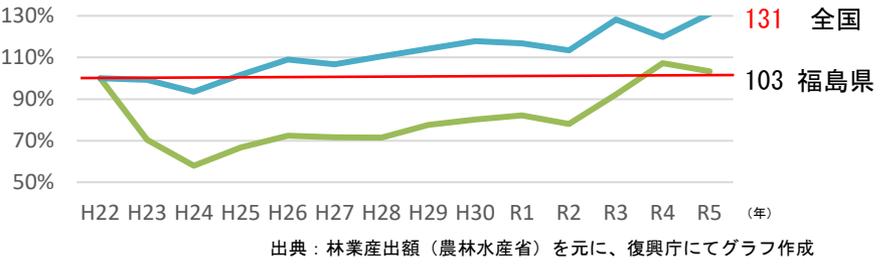
## ⑤農林水産業における現状と取組

- 農業分野：インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を切れ目なく支援してきたところ、被災12市町村の営農再開面積の割合は約5割まで進捗。営農再開の加速化に向け、農地の集積・集約化や大区画化、外部参入も含む担い手の育成・確保、ICT等の先端技術を活用したスマート農業、麦・大豆の導入や加工・業務用野菜等の高収益作物の生産拡大による省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、市町村を超えた広域的な産地形成などを推進。
- 森林・林業分野：林業産出額は震災前の水準に回復。森林の空間線量率も低下しているが、森林内の放射性物質の多くは土壌表層部に滞留している。このため、間伐等の森林整備と土壌流出防止策の設置等の放射性物質対策の一体化取組(ふくしま森林再生事業)を進めるとともに、里山再生事業、原木しいたけ等の産地再生に向けた取組(里山・広葉樹林再生プロジェクト)、木材の検査体制の整備、バークの滞留対策等を進める。また、帰還困難区域内の森林整備再開に向け、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの策定等を進める。
- 水産業分野：漁港、産地市場は復旧完了。福島県漁業は令和3年3月まで試験操業を実施、同年4月から本格操業への移行に向け水揚げの増加に取り組んでいるところ。計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進など安定的な水産物生産体制の構築を推進する。また、水産加工業について、販路の回復・開拓等を推進する。

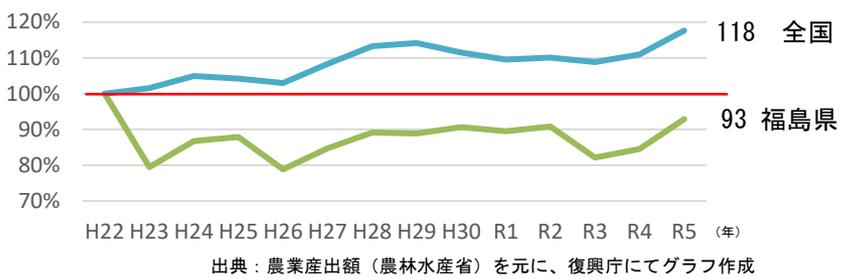
### ○被災12市町村の営農再開面積の割合



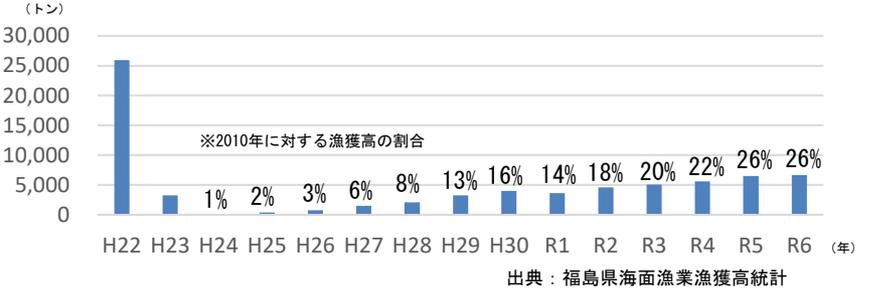
### ○林業産出額 (H22年比)



### ○農業産出額 (H22年比)



### ○福島県の沿岸漁業（沖合含む）及び海面養殖業の水揚量



福島国際研究教育機構 (F-REI)

# ①福島国際研究教育機構(F-REI)の取組(概要)

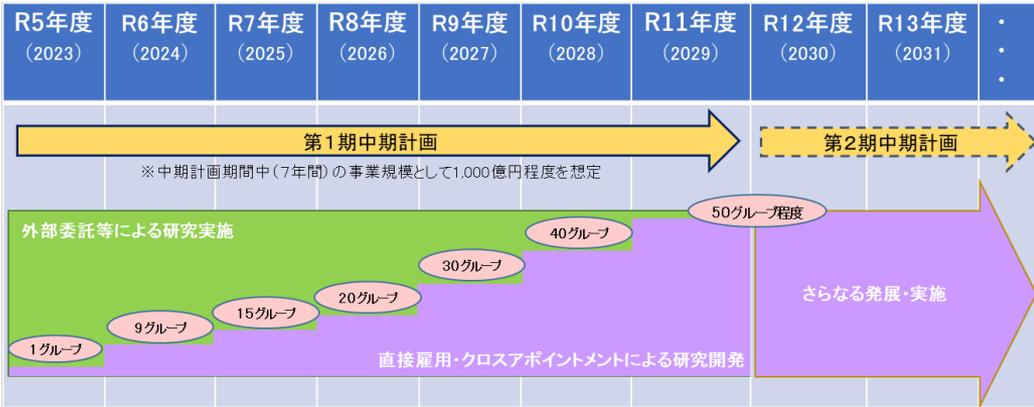
福島国際研究教育機構(以下「機構」)は、**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるものとするとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」**を目指す。

| 福島国際研究教育機構関連事業 |       |
|----------------|-------|
| 令和8年度 概算決定額    | 200億円 |
| 法人運営等          | 26億円  |
| 研究開発事業等        | 105億円 |
| 施設整備に向けた取組     | 69億円  |



## ②福島国際研究教育機構(F-REI)の取組(研究開発の進捗と見通し)

### <研究実施体制>



### 【今後の取組】

- ・ 外部委託等による研究開発について、その進捗状況及び成果を踏まえて統廃合しつつ、段階的に直営の研究グループによる研究体制に移行。
- ・ クロスアポイントメントを積極的に活用しつつ、国内外の優秀な研究者をユニットリーダーとして選考又は公募により採用。(現行の委託研究とは別テーマの研究も開始。)

### <ユニットリーダー> (R8.1.1時点)

| ロボット分野   | 農林水産業分野  | エネルギー分野  | 放射線科学・創薬医療分野  | 原子力災害に関するデータ・知見の集積・発信分野   |
|--|--|--|---|---|
| <b>遠隔操作研究ユニット</b><br>大西 公平<br>(慶応義塾大学 特任教授)                 | <b>土壌・植物マルチダイナミクス研究ユニット</b><br>二瓶 直登<br>(福島大学 教授)     | <b>水素エネルギーシステム安全科学ユニット</b><br>迫田 直也<br>(九州大学水素材料先端科学研究センター 教授 / 物性研究部門長)  | <b>植物イメージング研究ユニット</b><br>河地 有木<br>(量子科学技術研究開発機構 上席研究員 / プロジェクトリーダー)  | <b>地域環境共創ユニット</b><br>林 誠二<br>(国立環境研究所)             |
| <b>自律化・知能化・群制御研究ユニット</b><br>富塚 誠義<br>(カリフォルニア大学バークレー校 教授)  | <b>土壌ホメオスタシス研究ユニット</b><br>藤井 一至<br>(専任)              | <b>森林バイオマス活用有機合成研究ユニット</b><br>山口 和也<br>(東京大学大学院工学系研究科 教授)                | <b>放射線基盤技術開発ユニット</b><br>高橋 浩之<br>(東京大学 教授)                          | <b>原子力災害医科学ユニット</b><br>高村 昇<br>(長崎大学 原爆後障害医療研究所)  |
| <b>燃料電池システム研究ユニット</b><br>飯山 明裕<br>(山梨大学 特任教授)             | <b>森林資源活用ケミカルイノベーションユニット</b><br>新井 隆<br>(株式会社タイセル)  | <b>エコ水素エネルギー材料・デバイス研究ユニット</b><br>内本 喜晴<br>(京都大学大学院人間・環境学研究科 教授)         | <b>放射性創薬ユニット</b><br>絹谷 清剛<br>(金沢大学 副学長)                            | <b>大規模災害レジリエンス研究ユニット</b><br>関谷 直也<br>(東京大学 教授)   |
| <b>パワーソフトロボティクスユニット</b><br>鈴森 康一<br>(専任)                  |  |  |   |   |

### ③福島国際研究教育機構(F-REI)の取組(司令塔・広域連携)

研究開発における役割分担の明確化等により、福島全体で最適な研究開発体制を構築するとともに、国、福島県・市町村、大学、研究機関、企業等と連携し、F-REI設置の効果が広域的に波及するよう取組を進める。

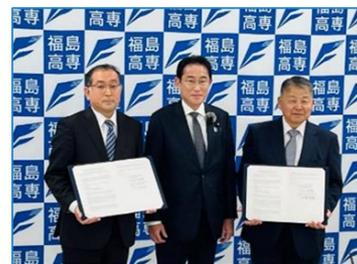
#### ◆F-REI協議会（新産業創出等研究開発協議会）

F-REIが実施する研究開発、産業化、人材育成等に係る協議を行うため、関係省庁、福島県、浜通り地域等15市町村、大学、研究機関等を構成員として実施。R5年度は2回開催。R6、7年度はそれぞれ1回ずつ開催。



#### ◆連携協力に関する基本合意書（MOU）等の締結

研究開発等のF-REIのミッションを円滑に進めるとともに、F-REI設置の効果を広域的に波及させるため、福島・東北をはじめ広く国内や海外の機関と、研究開発や人材育成における連携等を内容とする基本合意書（MOU）等を締結。R5年度は9件、R6年度は10件締結。



福島工業高等専門学校との連携協力



英国UKAEAとの連携協力

#### ◆研究・施設統合

##### ○放射性物質の環境動態研究（三春町）

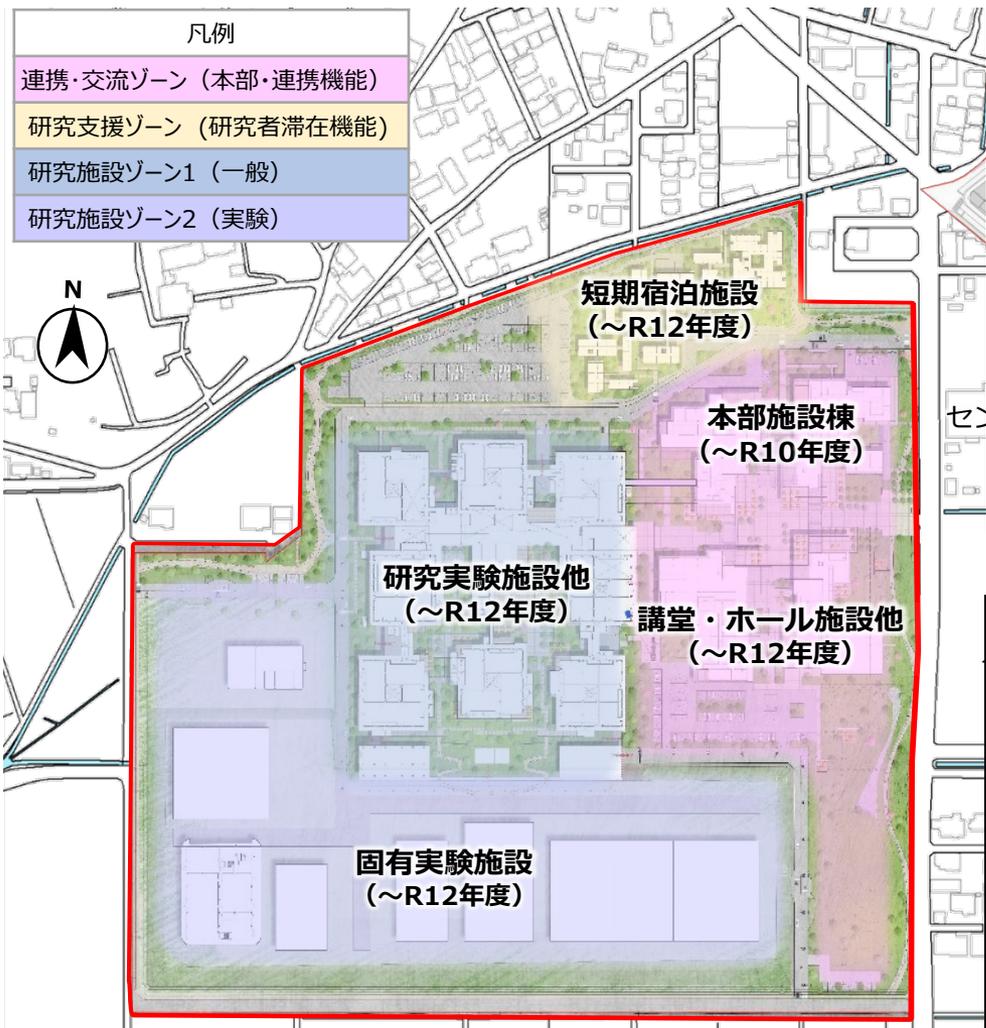
放射性物質の環境動態に関する研究の一体的・総合的推進を図る観点から、次の施設における放射性物質の環境動態研究について、F-REIに統合（R7.4.1）。

- ・日本原子力研究開発機構（JAEA）廃炉環境国際共同研究センター（CLADS）
- ・国立環境研究所（NIES）福島地域協働研究拠点

##### ○福島ロボットテストフィールド（RTF）（南相馬市、浪江町）

RTFのこれまでの機能及び成果をF-REIが継承するとともに、ロボット分野を中心とするF-REIの研究開発、産業化、人材育成に関する機能をRTFに付加することにより、RTFの更なる発展・活用を目指すため、福島県からF-REIに統合（R7.4.1）。

# ④福島国際研究教育機構(F-REI)の取組(本施設整備)

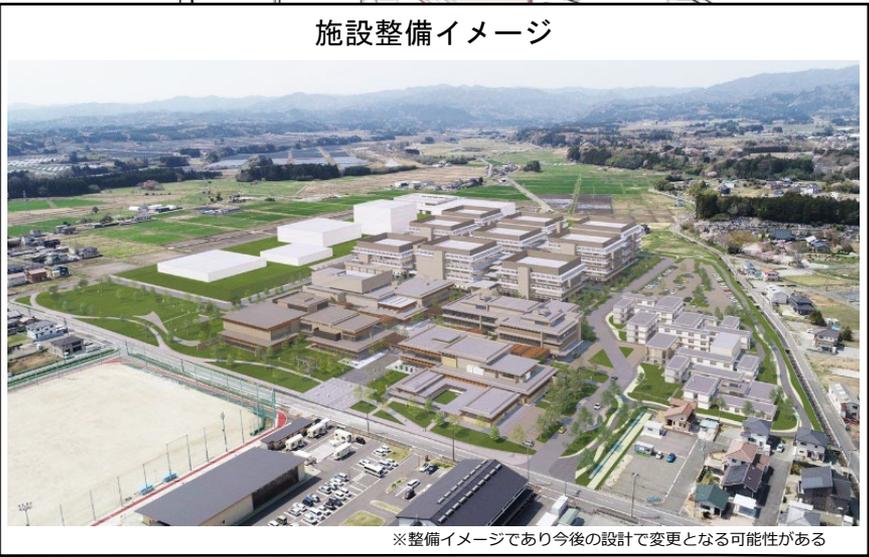


**令和8年度概算決定額**  
 施設整備に向けた取組 69億円  
 建物・敷地造成に係る設計・工事 等

**施設整備に係る主なスケジュール**

- ・ R5年度 都市計画決定、用地取得に着手  
施設基本計画策定
- ・ R6年度 施設等の設計に着手
- ・ R7年度 敷地造成工事に本格的に着手
- ・ R8年度 本部施設棟の建築工事に着手 (予定)

→各工程を着実に進め、本部施設棟の令和10年度完成を目指すなど、令和12年度までの順次供用開始を目指し、可能な限りの前倒しに努める



**F-REI**  
 面積：約16.9ha (東京ドーム約3.5個分)  
 ※都市計画事業における都市施設(研究施設)の面積

地図出典：国土地理院  
 浪江駅周辺整備計画部分出典：浪江駅周辺整備事業の平面図(令和5年2月3日区域変更)を加工  
 ※整備イメージであり今後の設計で変更となる可能性がある

# 風評対策

# 風評対策

## ①「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」

- 福島においては、科学的根拠に基づかない風評やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース（以下、タスクフォース）」を開催（2013年3月～）。
- 2017年12月開催のタスクフォースにおいて、より具体的な情報発信を進めていくための政府全体の方針として、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。
- この戦略の下、「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から、関係府省庁において工夫を凝らした情報発信を実施するとともに、タスクフォースにおいて継続的にフォローアップする。

### 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

「知ってもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの視点から「伝えるべき対象」、「伝えるべき内容」、「発信の工夫」等についてシンプルかつ重要な順に明示。

|       | I 知ってもらう  | II 食べてもらう   | III 来てもらう  |
|-------|---|---|--|
| 対象    | ①児童生徒及び教育関係者<br>②妊産婦並びに乳幼児等の保護者<br>③広く国民一般            | ①小売・流通事業者<br>②消費者<br>③在京大使館、外国の要人及びプレス<br>④在留外国人及び海外からの観光客        | ①教師、PTA関係者、旅行業者<br>②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人<br>③県外からの観光客   |
| 内容    | ①放射線の基本的事項及び健康影響<br>②食品及び飲料水の安全性<br>③復興が進展している被災地の姿 等 | ①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」<br>②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準<br>③生産段階での管理体制 等 | ①福島県の旅行先としての「魅力」<br>②福島県における空間線量率や食品等の安全<br>③教育旅行への支援策 等 |
| 発信の工夫 | ● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫<br>● メディアミックスの活用 等              | ● 安全性も理解してもらえる工夫<br>● 国際比較による福島県を相対化した情報発信 等                      | ● 「ホープツーリズム」に関する発信<br>● 草の根からの発信 等                       |

# 風評対策

## ②「リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等施策パッケージ」

- これまで「風評対策強化指針」、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、関係省庁が一丸となって取組
- リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方を整理しつつ、各課題の情報発信に関する施策パッケージをとりまとめ
- 強化戦略等に加え、本施策パッケージに基づき、各課題の情報発信を推進

### 【リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方】

- 科学的根拠に基づいた正確で分かりやすい情報発信
  - 個々人の安心感の醸成につなげることを意識した透明性ある情報発信
  - 受け手の目線に立った情報発信
  - リスクコミュニケーションを推進する人材の育成強化
- +** 必要に応じ、広報の専門家等の有識者からの提案・助言も参考

### 【放射線に関する科学的知見】

- 放射線の基本的事項
- 国際機関による勧告等
- 福島県の現状



社会的・経済的要因も考慮しつつ、状況に応じたきめ細かい対応が必要

### 【復興に向けて解決すべき各課題に係る施策】

|       | 除去土壌の復興再生利用等  | 住民帰還・立入制限緩和                                   | 森林整備の再開、木材活用の推進   | 食品の安全性確保  | 福島県農林水産物の風評払拭                                |
|-------|---|---|---|---|--|
| 対象    | ①広く国民一般<br>②海外の関係者  | ①住民<br>②自治体職員                                 | ①森林整備事業の受・発注者（自治体、事業者等）<br>②木材の加工・流通業者                                | ①消費者<br>②諸外国                                      | ①流通事業者<br>②消費者                               |
| 内容    | ①復興再生利用・県外最終処分必要性・安全性<br>②復興再生利用・県外最終処分のこれまでの経緯、考え方・内容  | ①放射線に関する科学的知見<br>②放射線影響を最小限にする方策<br>③廃炉の進捗状況  | ①森林作業による被ばく線量の健康への影響<br>②被ばく線量を抑えて安全に作業を行う手法<br>③業務上の線量管理<br>④木材の検査結果 | ①食品の安全を守る仕組みと放射性物質の基準<br>②これまで蓄積されたモニタリング結果等      | ①消費者の福島県産品に対する安全・安心への高い評価<br>②福島県産品の魅力       |
| 具体的施策 | ①庁舎等での活用による理解醸成<br>②WEB、リーフレット等による情報発信<br>③呼称「復興再生土」の使用<br>④現地視察の受入れ<br>⑤イベントの実施<br>⑥IAEAによるフォローアップ | ①住民ニーズを踏まえたモニタリング結果の提供<br>②相談員の配置・育成、自治体の取組支援 | ①作業従事者向けのガイドライン作成・周知<br>②説明会・研修会の開催                                   | ①食品中の放射性物質の安全性確保について意見交換<br>②外国政府関係者に日本産食品の安全性をPR | ①流通事業者の求める情報の発信<br>②広域的な産地形成<br>③安全性や魅力の情報発信 |

# 風評対策

## ③復興庁における情報発信の取組

- 福島復興の現状と課題、除去土壌の復興再生利用およびALPS処理水の安全性、「常磐もの」をはじめとした地元産品や地域の魅力について、様々な媒体等を活用し国内外に向けて情報発信。

### <国内向け情報発信>

#### ①復興の現状を知ってもらうサイトの公開

2011年の東日本大震災と原発事故からの復興が進む福島県のことをもっと知ってもらうため、復興の現状や放射線の基礎知識、福島県産農林水産物等の魅力を伝えるためのサイト「福島の今」を公開。

#### ②復興の現状・課題を知ってもらう動画の配信

復興に向けた取組状況を踏まえ、**除去土壌の県外最終処分などの今後の課題を知ってもらうための動画を配信。**

#### ③首都圏・近畿圏におけるTV番組の放送、動画の配信

**福島県浜通りの魅力を伝える特番を令和7年11月30日にテレ東系列、12月5日に福島県、12月6日に岩手県、12月20日に宮城県で放送。**また、取材の様子を収めた動画を配信。

【動画実績】  
・57本  
・2,360万回再生

#### ④FMラジオ番組の放送、動画の配信

福島で活躍する人物、地元産品の魅力に焦点を当てた番組を月2回放送。また、取材の様子を収めた動画を配信。

#### ⑤出前授業

国内の中高校に職員を派遣し、復興の現状、放射線の基礎知識、風評の影響等について出前授業を実施（R7:16校）。

#### ⑥福島県における親子釣りイベント

「常磐もの」の魅力や安全性を親子に発信する親子釣り大会を令和7年9月21日に実施。

#### ⑦イベント・フェアでの情報発信

**福島復興の現状や「常磐もの」など福島の魅力等を発信する主催イベントを12月6日開催。**また、全国各地で開催される大規模イベントにブース出展（R7: 6回）。



復興の現状と課題に関する動画



浜通りの魅力を伝える特番



牧野復興大臣のイベント出席

### <海外向け情報発信>

#### ①海外紙での記事広告やWeb広告

福島復興の現状、ALPS処理水の安全性、食・観光の魅力に関して、アジア、欧米で記事広告やWeb広告を展開。

#### ②福島復興の現状、ALPS処理水、食・観光に関する動画の配信

海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」に、復興の現状と食・観光に関する動画を英・中・韓・仏・スペイン・タイ・ベトナムの複数言語で配信。

#### ③福島復興の現状や魅力を発信するイベントにおけるブース出展

韓国・タイ・豪州等において地元産品や観光などの魅力を発信するイベントや国際会議(IAEA, ダボス)でブースを出展。また、横浜で開催されたTICAD9の機会を捉えて被災地の魅力を発信。

【動画実績】  
・117本  
・6,790万回再生

#### ④インフルエンサーによる情報発信

東アジア・東南アジア等で活躍するインフルエンサーを活用して、福島復興の現状や地域の魅力を発信。



復興・魅力に関する動画



韓国でのイベント

## 原発事故に伴う諸外国・地域の食品等の輸入規制の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において措置された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を措置した55の国・地域のうち、50の国・地域で輸入規制を撤廃、5の国・地域で輸入規制を継続）。

| 規制措置の内容／国・地域数※1 |                                   | 国・地域名  |
|-----------------|-----------------------------------|--|
| 55              | 事故後輸入規制を措置<br>規制措置を撤廃した国・地域<br>50 | カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア、台湾 |
|                 | 輸入規制を継続して措置<br>5                  | □シヤ  |
|                 | 一部の都道府県を対象に検査証明書を要求<br>1          |  |
|                 | 一部の都道府県を対象に輸入停止<br>4              | 中国※2、香港、マカオ、韓国   |

※1 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

※2 37道府県の水産物の中国向け輸出については、輸出関連施設の登録手続き等が完了され次第、実施可能。

## ALPS処理水の海洋放出に伴う諸外国・地域の食品等の輸入停止の概要

ALPS処理水の海洋放出に伴い諸外国・地域において以下の輸入停止が措置されている。

| 規制措置の内容／国・地域数             |                 | 国・地域名 |
|---------------------------|-----------------|-------|
| 海洋放出後<br>輸入停止を<br>措置<br>3 | 全都道府県の水産物を輸入停止  | □シヤ   |
|                           | 10都県の水産物等を輸入停止  | 香港    |
|                           | 10都県の生鮮食品等を輸入停止 | マカオ   |

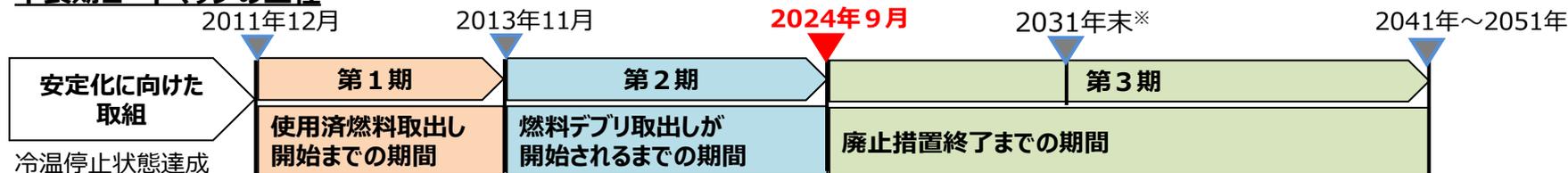
事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

# 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

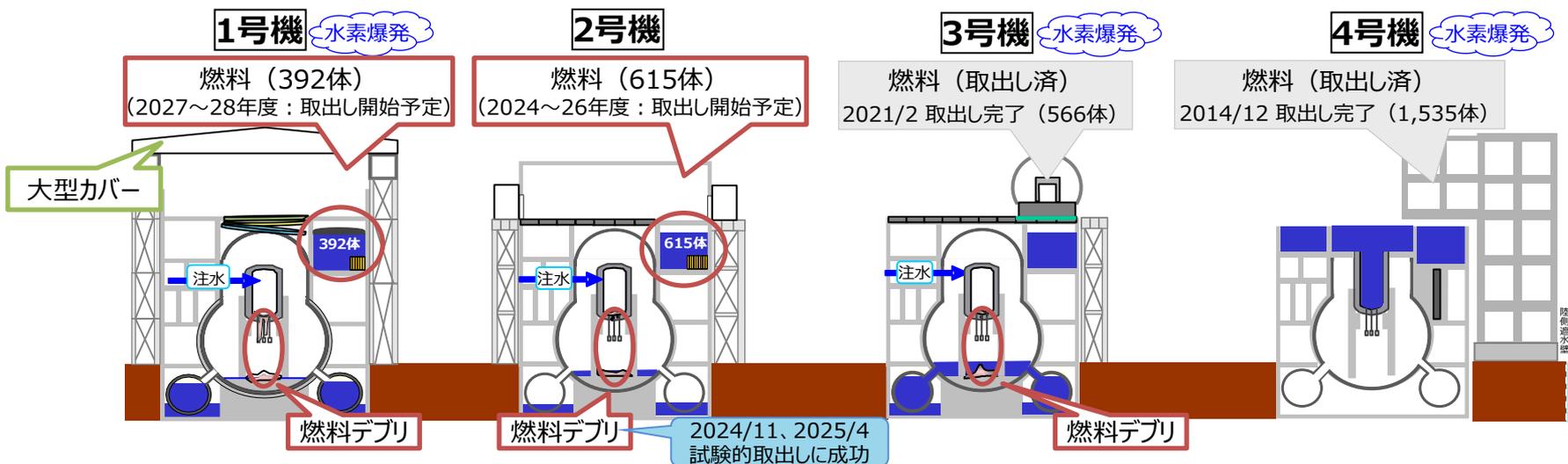
## ①東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃炉・汚染水対策

- 使用済燃料プールからの燃料取出し  
3・4号機は取出し済。1・2号機は、燃料取出しに向けた準備作業中。  
2026年1月、1号機において、燃料取出しに向けて、大型カバーの設置が完了。
- 燃料デブリの取出し  
2024年9月、2号機における燃料デブリの試験的取出しの着手により、中長期ロードマップにおける第3期に移行。  
2024年11月、2025年4月の2回にわたり、2号機において試験的取出しに成功。  
2025年7月、3号機における大規模取出しに向けた準備工程を具体化。
- 汚染水対策  
1～3号機の原子炉建屋を除き、滞留水の処理を完了。汚染水発生量は対策前(540m<sup>3</sup>/日)と比較し、約1/8に低減。(2024年度汚染水発生量:約70m<sup>3</sup>/日)

### 中長期ロードマップの工程



※1～6号機における使用済燃料プールからの燃料取出し完了時期



# 事故収束(廃炉・汚染水・処理水対策)

## ②東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の処理水対策

- 2023年8月にALPS処理水※の海洋放出を開始。2026年1月現在、17回の海洋放出を完了。これまでのモニタリング結果や国際原子力機関(IAEA)による評価から、ALPS処理水の海洋放出が安全に実施されていることが確認されている。
- 2025年2月、ALPS処理水の放出が完了した区画のタンクについて、解体作業に着手。2026年1月現在、12基解体済。空けた区画には、燃料デブリ取出し作業の関連施設等の設置を予定。

※ALPSとは、Advanced Liquid Processing Systemの略語で、様々な放射性物質を取り除いて浄化する「多核種除去設備」。ALPS処理水は、ALPS等を用いて、トリチウム以外の放射性物質を安全基準を満たすまで浄化した水を意味する。ALPS処理水を海洋放出する際は、トリチウムを安全基準を十分に満たすよう、海洋放出する前に海水で大幅に薄めている。

### <2025年度ALPS処理水放出計画・実績>

|     | 海洋放出の期間               | 水量                   | トリチウム濃度<br>(希釈前) | トリチウム総量   |
|-----|-----------------------|----------------------|------------------|-----------|
| 第1回 | 2025年4月10日～2025年4月28日 | 7,853m <sup>3</sup>  | 37万ベクレル/リットル     | 約2.9兆ベクレル |
| 第2回 | 2025年7月14日～2025年8月3日  | 7,873m <sup>3</sup>  | 25万ベクレル/リットル     | 約2.0兆ベクレル |
| 第3回 | 2025年8月7日～2025年8月25日  | 7,908m <sup>3</sup>  | 38万ベクレル/リットル     | 約3.0兆ベクレル |
| 第4回 | 2025年9月11日～2025年9月29日 | 7,872m <sup>3</sup>  | 21万ベクレル/リットル     | 約1.7兆ベクレル |
| 第5回 | 2025年10月30日～11月17日    | 7,838m <sup>3</sup>  | 25万ベクレル/リットル     | 約2.0兆ベクレル |
| 第6回 | 2025年12月4日～12月22日     | 7,833m <sup>3</sup>  | 31万ベクレル/リットル     | 約2.4兆ベクレル |
| 第7回 | 2026年3月開始を予定。         | 約7,800m <sup>3</sup> | 25万ベクレル/リットル     | 約2.0兆ベクレル |



海域モニタリングの様子  
(提供:原子力規制委員会)



IAEAによるレビューにおける東京電力福島第一原子力発電所の現地調査の様子  
(提供:経済産業省)

出典:東京電力ホールディングス株式会社公表資料(<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/watertreatment/>)を基に復興庁作成。

# 環境再生

## ①原発事故からの環境再生の概要

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が環境中に放出され、環境汚染が発生
- 放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき、**除染や汚染廃棄物処理等の環境再生の取組**を実施



除染の様子



福島県内で大量の除去土壌が発生



仮置場の様子

- 2014年に福島県、大熊町、双葉町の**苦渋の判断**で**中間貯蔵施設**の受入を容認いただき、整備開始
- 2015年3月から各市町村の仮置場等にある除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入を開始
- 帰還困難区域を除く除去土壌等の輸送は2022年3月までに概ね完了

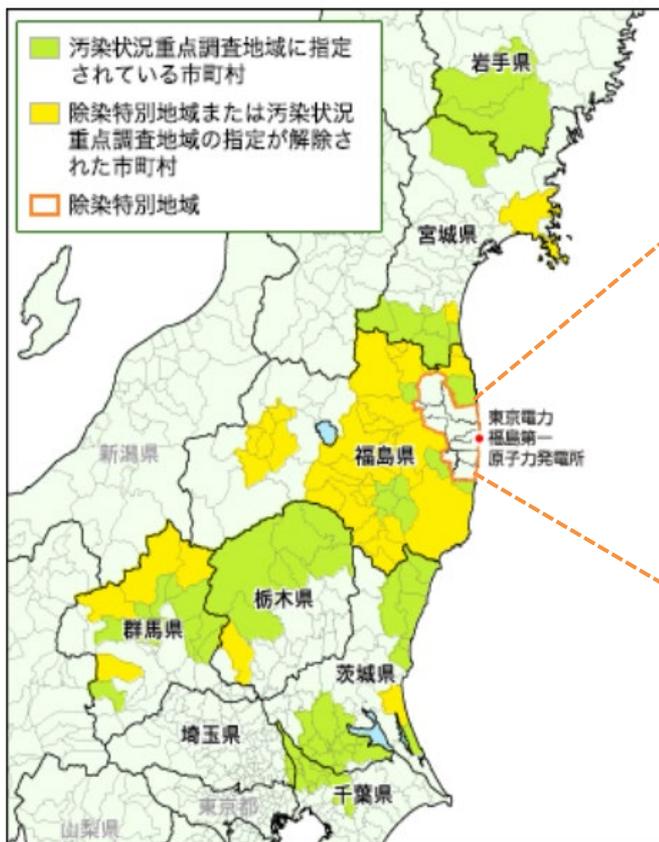
※2025年9月末時点の累積搬入量は約1,400万m<sup>3</sup>



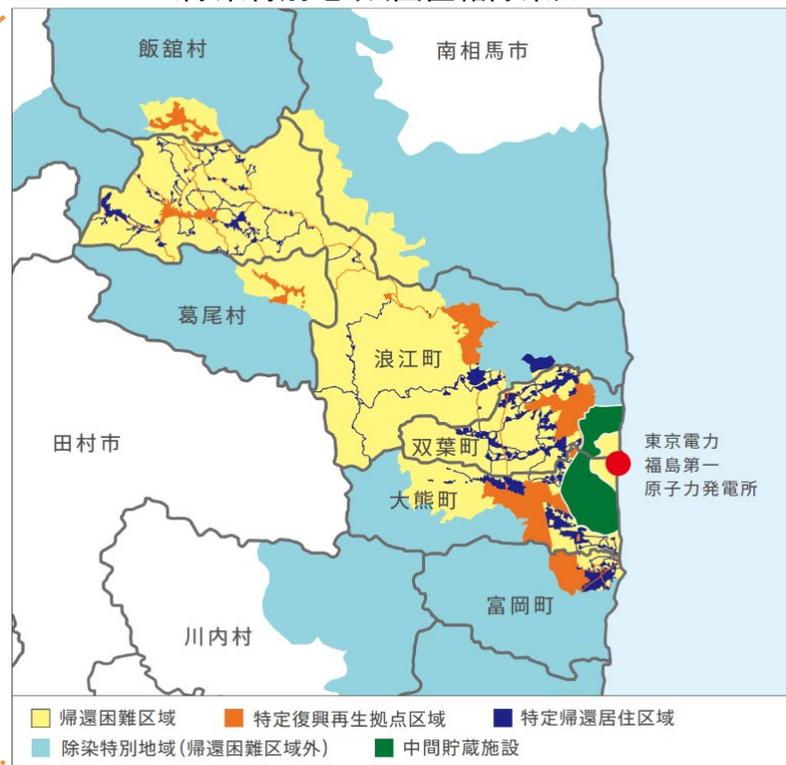
②除染の進捗状況

- 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了。**
- 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染や家屋等の解体を実施し、2023年11月までに、6町村の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。
- さらに、2025年7月までに大熊町・双葉町・浪江町・富岡町・南相馬市・葛尾村の特定帰還居住区域復興再生計画が認定され、除染やインフラ整備等の避難指示解除に向けた取組を実施中。

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞



＜除染特別地域(国直轄除染)＞



※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の公表につながるため非公表。  
 ※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

## ③中間貯蔵施設について

### 1 中間貯蔵施設とは

○中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、**安全かつ集中的に管理・保管するための施設**。

○中間貯蔵施設区域は、**大熊町(1,100ha)、双葉町(500ha)**にまたがる**約1,600ha**(面積は渋谷区とほぼ同じ。)

### 2 事業の進捗状況

#### (1) 用地取得状況

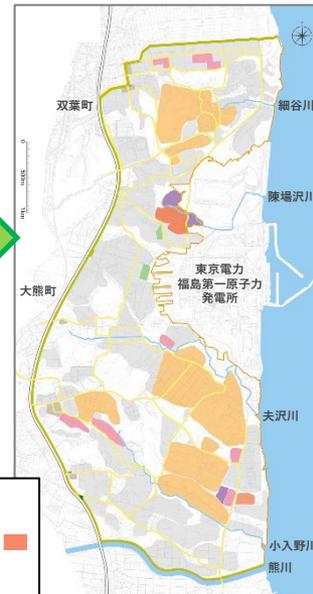
○2025年9月末までに契約済みの面積は全体の約8割(約1,314ha)。

#### (2) 輸送状況

○2015年3月から累計で**約1,400万m<sup>3</sup>の除去土壌等**(帰還困難区域を含む)を中間貯蔵施設へ搬入(2025年9月末時点)

#### (3) 施設整備状況

○2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。



出典: 環境省

### 3 2025年度の中間貯蔵施設事業の方針(環境省・2025年3月18日公表)【抜粋】

#### <総論>

○安全を第一に、地域の理解を得つつ、また、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう、事業を実施する。

#### <輸送>

○特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等を、安全かつ円滑に輸送する。

#### <施設>

○除去土壌等を保管場において適切に保管する。

○各種施設等において、防犯対策を含め、適切な管理を実施する。

#### <再生利用・最終処分>

○復興再生利用・最終処分の基準や今後の進め方に基づき、着実に取り組んでいく。

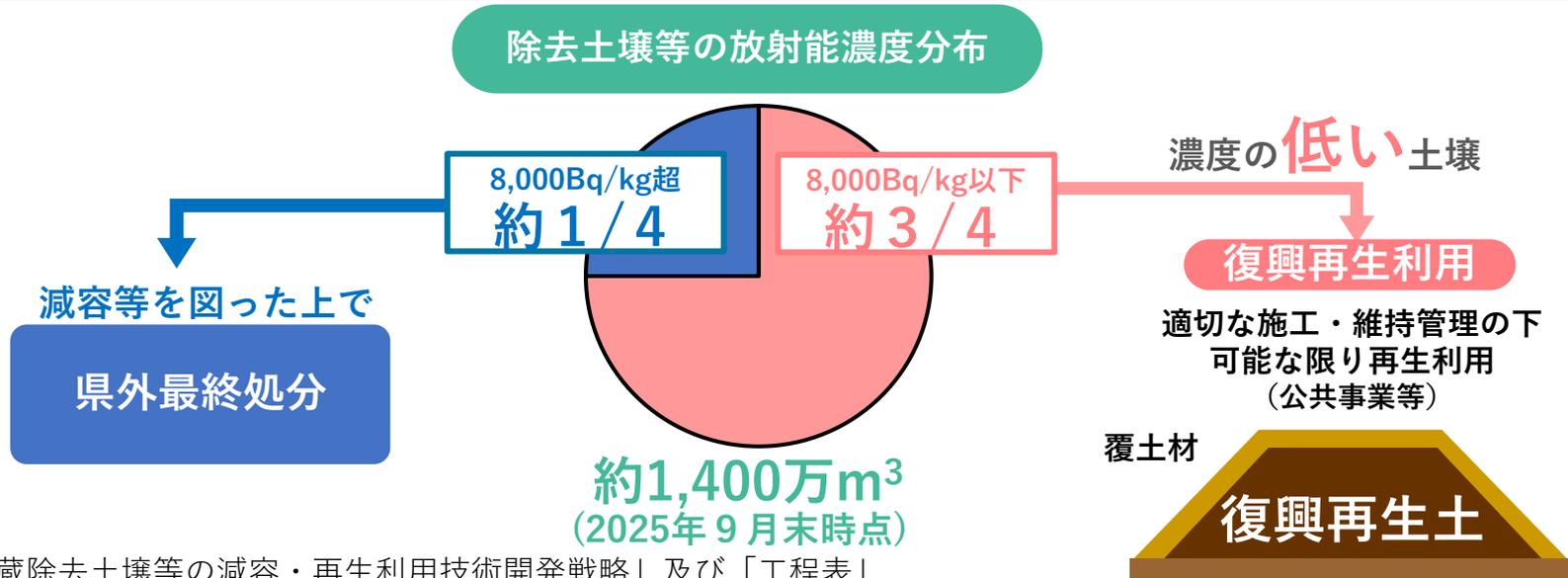
○最終処分・復興再生利用の必要性・安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成を進める。



土壌貯蔵施設(大熊町)

④ 県外最終処分、復興再生利用の基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。
- 県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減が鍵。2026年に策定した方針※1に沿って、減容技術の開発、再生利用の実証事業、全国的な理解醸成等を着実に進めてきた。
- これまでの取組の成果や、国内外の有識者からの助言等も踏まえ、本年3月に復興再生利用・埋立処分の基準を策定した。また、最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢を提示し、2025年度以降の取組の進め方※2についてとりまとめた。
- 除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、2024年12月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が設置された。



※1 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」  
 ※2 「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」  
 ※環境省作成資料より引用

○復興再生土：復興再生利用に用いる除去土壌

⑤福島県内における再生利用実証事業の概要

- 2018年4月に計画認定された飯舘村の「特定復興再生拠点区域」において、除染による発生土（除去土壌）を盛土材として使用し、その上に覆土をして、**農地造成**の実証事業を実施。
- 2021年4月から約22haの大規模な農地造成に着手し、水田試験等を実施。
- さらに、2022年10月から中間貯蔵施設内において**道路盛土**の実証事業を実施。
- これまで**実証事業を通じて放射線に関する安全性等を確認**。
- 実証事業等で得られた知見や国内外の有識者からの助言等を踏まえ、2025年3月に復興再生利用に係る基準等を策定。

◇飯舘村長泥地区での農地造成実証事業



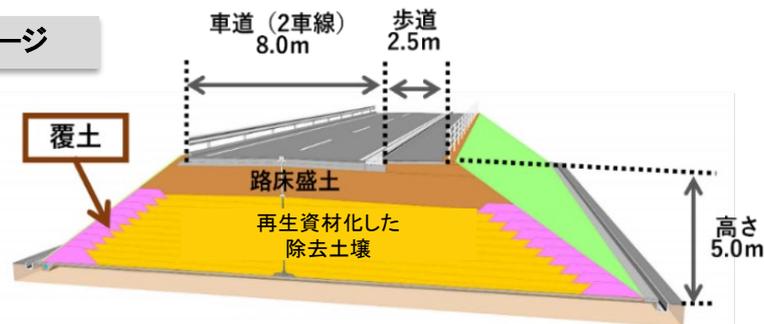
造成後のイメージ



◇中間貯蔵施設内（大熊町）での道路盛土実証事業



構造イメージ



## ⑥除去土壌の復興再生利用基準のポイントについて

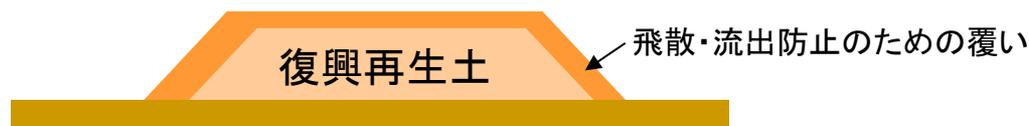
参考：放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の四

- 基準の主な内容は、以下のとおり。
  1. 再生資材化した除去土壌の放射性セシウム濃度  
※ 追加被ばく線量1mSv/年以下を満たすように告示において8,000Bq/kg以下を設定
  2. 飛散、流出の防止
  3. 空間線量率の測定(施工時・維持管理時)
  4. 生活環境の保全(騒音・振動等)
  5. 再生資材化した除去土壌の利用場所であることの表示
  6. 再生資材化した除去土壌の利用場所、利用量、放射能濃度等の記録・保存
  7. 事業実施者や施設管理者等との工事及び管理における役割分担等を協議

※復興再生利用・・・東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、継続的かつ安定的に行われる公共事業等において、適切な管理の下で、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用(維持管理することを含む)すること。

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、再生資材化した除去土壌の利用・管理の責任は除染実施者(なお、福島県内除去土壌については国(環境省)、福島県外土壌については市町村等)。

<復興再生利用のイメージ>



## ⑦除去土壌の埋立処分基準のポイント

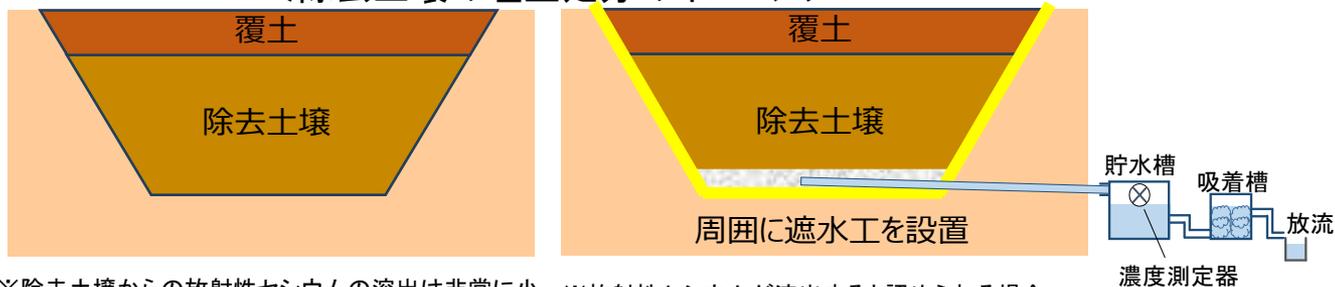
参考：放射性物質汚染対処特措法施行規則第五十八条の三

○ 基準の主な内容としては、以下のとおり。

1. 飛散、流出の防止
2. 地下水汚染の防止  
※基本的には除去土壌からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため遮水シート等の地下水汚染防止措置は不要。放射性セシウムが溶出すると認められる場合には遮水シートの敷設等を行う。
3. 生活環境の保全（騒音・振動等）
4. 周囲の囲い・埋立処分の場所であることの表示
5. 開口部の閉鎖
6. 空間線量率の測定（施工時・維持管理時）
7. 埋立処分の場所、除去土壌の量、放射能濃度等の記録・保存

※放射性物質汚染対処特措法では、除染実施者が除去土壌の処理を行うこととされており、除去土壌の埋立処分の実施・管理の責任は除染実施者（なお、福島県内除去土壌については国（環境省）、福島県外土壌については市町村等）。

## ＜除去土壌の埋立処分のイメージ＞

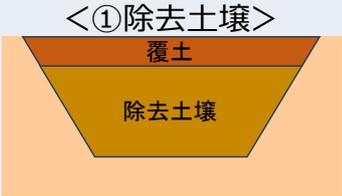
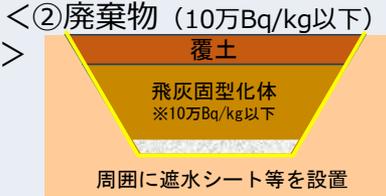
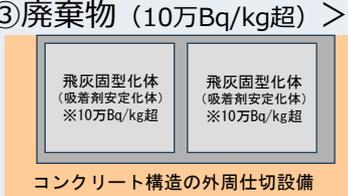


※除去土壌からの放射性セシウムの溶出は非常に小さいため、基本的には上記のイメージ

※放射性セシウムが溶出すると認められる場合

※特定廃棄物の埋立処分基準は策定済みであり、放射能濃度が10万Bq/kgを超える場合には、コンクリート構造による外周仕切設備が設けられた場所で処分することとされている。

⑧県外最終処分に係る複数選択肢

|                     | シナリオ(1)   | シナリオ(2)  | シナリオ(3)   | シナリオ(4)  |
|---------------------|---|--|---|--|
| 減容技術の<br>組合せ        | 減容しない   | 分級処理   | 分級+<br>熱処理  | 分級+<br>熱処理+<br>飛灰洗浄                                |
| 最終<br>処分量※1         | 約210万～310万 <sup>m</sup> <sub>3</sub><br>【内訳】<br>除去土壌：200～300万 <sup>m</sup> <sub>3</sub><br>廃棄物：約10万 <sup>m</sup> <sub>3</sub> | 約150万～220万 <sup>m</sup> <sub>3</sub><br>【内訳】<br>除去土壌：140～210万 <sup>m</sup> <sub>3</sub><br>廃棄物：約10万 <sup>m</sup> <sub>3</sub>  | 約30万～50万 <sup>m</sup> <sub>3</sub><br>【内訳】<br>全て廃棄物   | 約5万～10万 <sup>m</sup> <sub>3</sub><br>【内訳】<br>全て廃棄物 |
| 放射能濃度<br>(土壌由来)     | 数万Bq/kg程度   | 数万Bq/kg程度  | 十万Bq/kg～  | ～数千万Bq/kg  |
| 構造<br>(処分場の<br>タイプ) |  <p>&lt;①除去土壌&gt;<br/>覆土<br/>除去土壌</p>        |  <p>&lt;②廃棄物 (10万Bq/kg以下)&gt;<br/>覆土<br/>飛灰固化化体<br/>※10万Bq/kg以下<br/>周囲に遮水シート等を設置</p> |  <p>&lt;③廃棄物 (10万Bq/kg超)&gt;<br/>飛灰固化化体<br/>(吸着剤安定化体)<br/>※10万Bq/kg超<br/>飛灰固化化体<br/>(吸着剤安定化体)<br/>※10万Bq/kg超<br/>コンクリート構造の外周仕切設備</p> |  |
| 必要面積※2              | 約30～50ha  | 約30～40ha   | 約20～30ha  | 約2～3ha   |
| 減容処理<br>コスト※3       |   |  |   |  |

※1 これまでに実施した技術実証事業の成果を踏まえ、減容率を設定して試算し、締固め時のかさ密度で換算。  
シナリオ間の比較のしやすさの観点から、数量は概数にて記載。

※2 ①、②のタイプの処分場は厚さ10m、③は厚さ5mとして計算。埋立地必要面積のみの評価で、離隔距離の確保や附帯施設等は考慮していない。

※3 シナリオ(1)は減容技術を適用しないため、減容処理コストは0となるが、減容技術の適用が増えるほど減容処理コストは大きくなる。

## ⑨福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議について

○福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、**閣僚会議**※<sup>1</sup>を2024年12月に設置。第2回を2025年5月に開催し、**基本方針**※<sup>2</sup>を決定。**第3回を2025年8月に開催し**、当面5年程度の**ロードマップ**※<sup>3</sup>を取りまとめた。

※1 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議

※2 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

※3 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

○ロードマップでは、復興再生利用の推進に向けて、**霞が関の中央官庁9か所での利用について順次施工、分庁舎・地方支分部局・所管法人等への取組の拡大等**を進めるとともに、**県外最終処分に向けて新たな有識者会議を設置**し、除去土壌等の減容や最終処分に関して、専門的知見を活用して検討を行い、2030年頃の目指すべき姿として県外最終処分シナリオ・候補地選定プロセスを具体化し、候補地の選定・調査を始めることとしている。また、復興再生利用の必要性・安全性等に対する理解醸成に向けて、**ポスターやSNS等を通じた情報発信**や、**中央官庁等での復興再生利用の現場活用等**を行うこととしている。

○県外最終処分に向けた取組を段階的かつ確実に実施できるよう、**本閣僚会議を年に1回程度開催し、進捗状況を継続的に確認する。**

## ＜第3回会議の様子＞



⑩福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針

2025年5月27日福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議決定

- 2024年12月、「**福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議**」を設置。（議長：官房長官、副議長：環境大臣、復興大臣、構成員：内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣）
- **福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、政府一丸となって取り組むための方針**として、**今般推進会議において取りまとめた基本方針のポイントは以下のとおり。**

基本的考え方

- **福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。**福島全体の復興のため、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、**国として責任を持って取り組んでいく。**

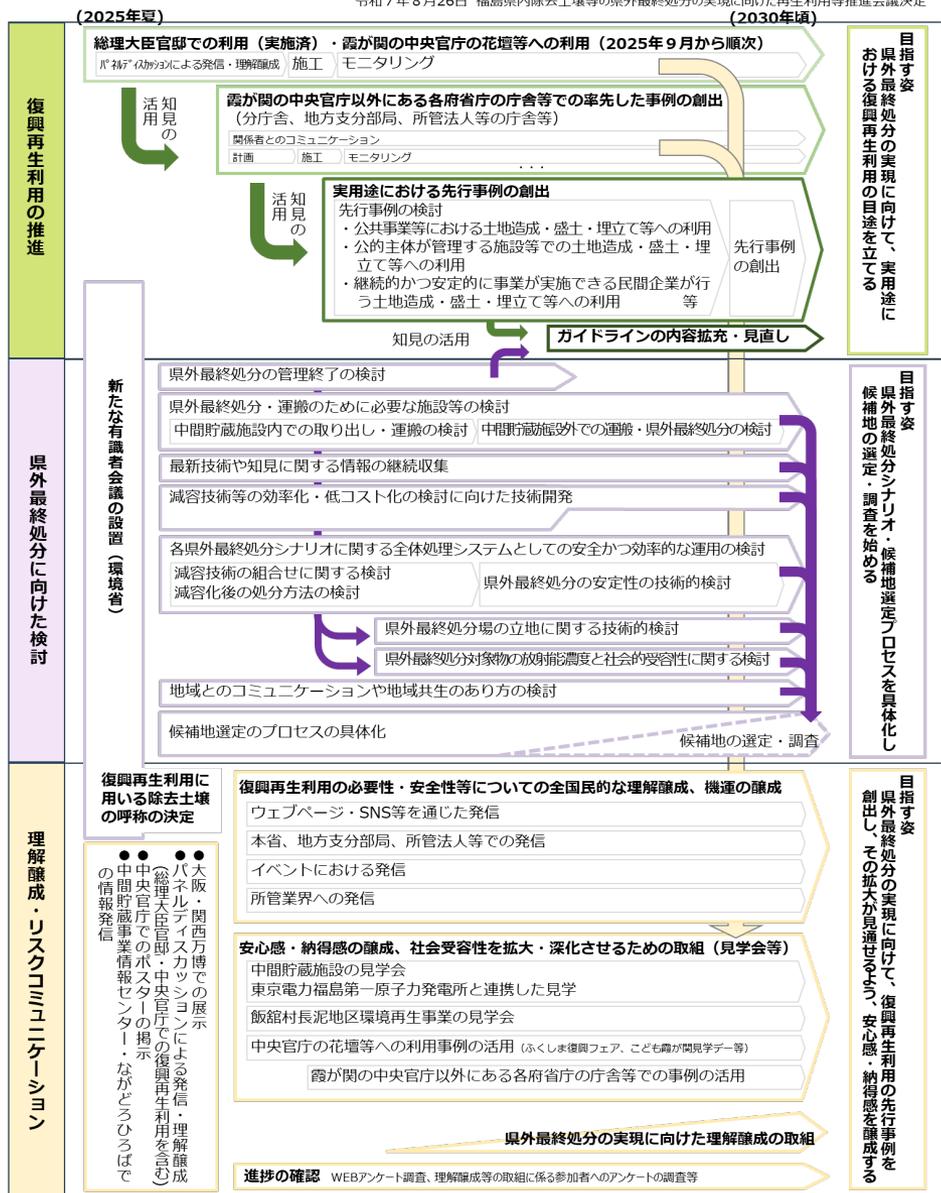
| 復興再生利用の推進   | 復興再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション  | 県外最終処分に向けた取組の推進  |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民の幅広い理解醸成を図るという観点から、<b>官邸での利用の検討を始めとして政府が率先して先行事例の創出等に取り組み、復興再生利用を推進。</b></li> <li>○ 理解醸成の状況等も踏まえつつ、<b>実用途における復興再生利用の案件創出に取り組むとともに、復興再生利用の本格的な実施・展開を進める。</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>復興再生利用への協力の機運醸成に係る取組や、復興再生利用の必要性・安全性等の説明などの理解醸成の取組を、各府省庁が一丸となって幅広く展開。</b></li> <li>○ 復興再生利用に対する安心感や納得感を醸成するため、<b>中間貯蔵施設や復興再生利用の現場の見学会等を実施、段階的に拡大。</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最終処分シナリオの精査に向け、引き続き、<b>減容や最終処分に関する技術的・社会的な観点からの検討を行う。</b></li> <li>○ 中間貯蔵施設からの搬出等のために必要な施設の検討や、<b>最終処分場の候補地の選定・調査に向け、候補地選定のプロセスの具体化の検討等を進める。</b></li> </ul> |

終わりに

- 本基本方針を着実に実行するため、**本年夏頃に、政府一丸となって当面5年程度で主として取り組む、復興再生利用の推進や理解醸成・リスクコミュニケーションを中心としたロードマップを取りまとめる。**

# ⑪福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ  
(当面5年程度)  
令和7年8月26日 福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等推進会議決定



本ロードマップについては下記リンク参照  
[kihon\\_houshin\\_roadmap.pdf](https://www.kehicho.go.jp/press/20250826_11_1.pdf)  
 (福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ)

※環境省作成資料より引用

※復興再生利用の推進、県外最終処分に向けた検討、理解醸成・リスクコミュニケーションの進捗状況については、IAEAのフォローアップを受けるとともに、国内外に対して透明性高く情報発信を行う  
※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討していく

⑫首相官邸・霞が関の中央官庁の花壇等への復興再生利用概要

首相官邸 前庭



7/19,20  
施工

中央合同庁舎第3号館  
正門駐車場花壇  
(国土交通省、  
海上保安庁)



9/20,21  
施工

中央合同庁舎第6号館  
北側駐車場の  
花壇  
(法務省、  
検察庁他)



9/24,25,26  
施工

外務省 南庁舎入口の盛土



10/11,12,13  
施工

中央合同庁舎第2号館  
中庭花壇  
(総務省、  
警察庁、  
消防庁他)



9/20,21  
施工

中央合同庁舎第8号館  
正面玄関  
駐車場花壇  
(内閣官房、  
内閣府)



9/27,28  
施工

中央合同庁舎第1号館  
正面玄関前花壇  
(農林水産省、  
林野庁、水産庁)



10/4  
施工

中央合同庁舎第4号館  
駐車場前  
花壇  
(復興庁、  
財務省、  
内閣府他)



9/14,15  
施工

経済産業省総合庁舎  
中庭駐車場  
前花壇



9/13,14,15  
施工

中央合同庁舎第5号館  
サンクン  
ガーデン  
(環境省、  
厚生労働省)



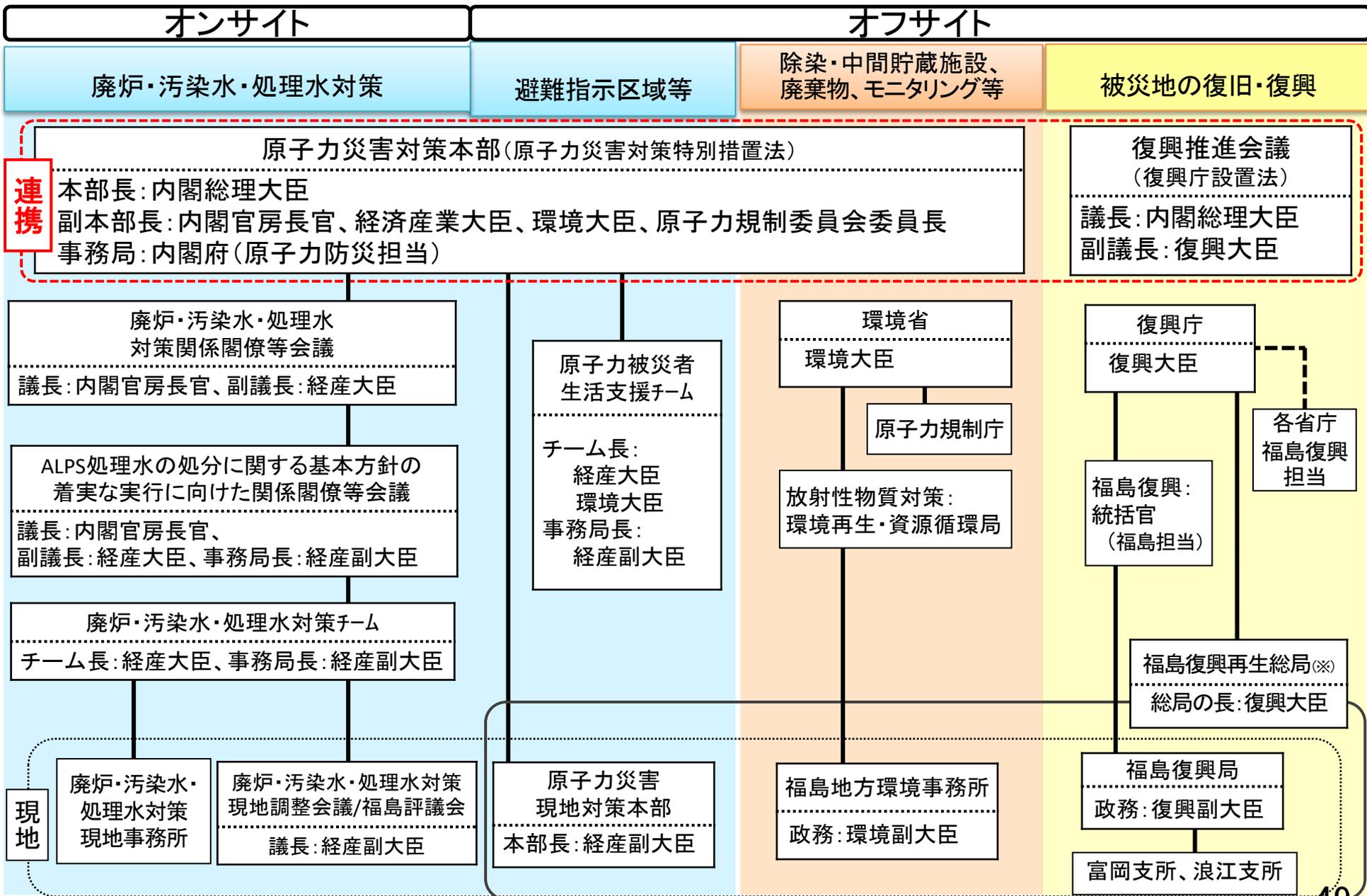
9/13,14,15  
施工



※「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」に基づき、令和7年7月の首相官邸での利用に引き続き、9～10月に霞が関の中央官庁の花壇等での復興再生利用工事を実施しました。

# 復興を支える仕組み

# 福島復興に係る政府の体制



※2023年12月から福島復興再生総局構成員に復興副大臣(総括担当)及び復興大臣政務官(総括担当)が追加

# 復興の変遷

## I 集中復興期間 (H23. 3～H28. 3)

### 「東日本大震災からの復興の基本方針」

(H23. 7閣議決定／H23. 8改定)

被災地の一刻も早い復旧復興を目指す

#### <組織・制度>

- ・復興基本法 公布・施行 (H23. 6)  
→復興対策本部設置
- ・復興庁設置法 公布 (H23. 12)  
施行 (H24. 2)

#### →復興庁創設

- ・復興特区法 公布・施行 (H23. 12)
- ・中長期ロードマップ※決定 (H23. 12)  
※R1改訂
- ・東日本大震災復興特別会計創設 (H24. 4)

※東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ

#### <その他>

- ・応急仮設住宅等の入居戸数ピーク (H24. 3)
- ・福島県において漁業の試験操業開始 (H24. 6～。R3. 3まで試験操業を実施し、現在は本格操業への移行段階)
- ・避難所が解消 (H25. 2)
- ・避難指示区域の見直し完了 (H25. 8)
- ・福島県の一部地域を除き、災害廃棄物処理が完了 (-H26. 3)

## II 第1期復興・創生期間 (H28. 4～R3. 3)

### 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」

(H28. 3閣議決定／H31. 3改定)

復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指す

#### <組織・制度>

- ・特定復興再生拠点区域制度が創設 (H29. 2)
- ・復興庁の設置期限が10年延長 (R2. 6)

#### <その他>

- ・被災した319漁港の全ての陸揚げ機能回復 (R30. 3)
- ・主要港湾施設の復旧が完了 (H30. 3)
- ・帰還困難区域を除く8県100市町村において面的除染が完了 (H30. 3)
- ・帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除 (R2. 3)
- ・住宅再建・復興まちづくりが完了し、公共インフラ工事も概ね完了 (-R2. 12)
- ・岩手県・宮城県において応急仮設住宅の供与終了 (R3. 3)
- ・福島県内の除染に伴い発生した除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了
- ・仮設工場等の仮設施設から、累計3090事業者が退去し、入居者は97事業者となった (R3. 3)

## III 第2期復興・創生期間 (R3. 4～R8. 3) <現在>

### 「第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針」

(R3. 3閣議決定／R6. 3改定)

第1期復興・創生期間の理念を継承

#### (1) 地震津波被災地域

残された課題について、きめ細かく対応

- ・被災者支援について復興の進展に応じて生じる課題にきめ細かく対応
- ・移転元地等の活用を後押し
- ・被災地の中核産業である水産加工業の販路開拓・加工原料転換等を支援

#### (2) 原子力災害被災地域

引き続き国が前面に立って、中長期的に対応

- ・事故収束及び環境再生に向けた取組を継続
- ・帰還に向けた生活環境の整備及び移住等の促進
- ・帰還困難区域における特定復興再生拠点区域、拠点区域外への帰還、居住に向けた取組を推進
- ・福島イノベーション・コースト構想の推進、福島国際研究教育機構の取組の推進
- ・農林水産業の再生に向けた営農再開等の支援、風評被害への対応

#### (3) 記憶・教訓の後世への継承

- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備
- ・震災遺構・伝承施設との連携
- ・効果的な復興の手法・取組、民間のノウハウ等の取りまとめ、関係機関への普及・啓発
- ・復興施策の評価

# 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針【概要】

- 「第2期復興・創生期間」（令和3～7年度）の最終年度に当たる令和7年度に復興事業全体の在り方について見直しを行い、第2期復興・創生期間の次の5年間（令和8～12年度「第3期復興・創生期間」）までの期間における基本姿勢及び各分野における取組、財源、組織等に関する方針を定める
- 復興に向けた様々な課題について、まずは第3期復興・創生期間で何としても解決していくとの強い決意で、総力を挙げて取り組む

## 基本姿勢及び各分野における主な取組

### 1. 原子力災害被災地域

地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、着実に取組を進める。

- **事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）**
  - ・ 廃炉については、安全確保を最優先にしつつ、持続的な人的体制・資金の確保、**廃炉を通じたイノベーション**の促進、誇りを持てる現場とするための理解醸成・情報発信等を行う
  - ・ ALPS処理水の処分については、**輸入規制の即時撤廃、水産業支援**に取り組む
- **環境再生に向けた取組**
  - ・ 福島県内の除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分に向け国が責任を持って取り組む
  - ・ 官邸での利用の検討を始め政府が率先し**復興再生利用を推進**。最終処分場の候補地選定プロセスの具体化等、**福島県外での最終処分に向けた取組**を政府一体となり進める
  - ・ 福島県外の指定廃棄物の最終処分に向けた取組を加速化
- **帰還・移住等の促進、生活再建、交流・関係人口の拡大、観光の振興**
  - ・ 住民の帰還促進、避難指示解除地域の復興に向け、**ハード・ソフト両面で生活環境を整備**
  - ・ 住民が里山の恵みを楽しめるよう、森林整備の再開を始め、**「区域から個人へ」**の考え方の下、**安全確保を大前提とした活動の自由化等**、住民等の今後の活動の在り方を検討
  - ・ 交流・関係人口の拡大に向け、**福島第一原子力発電所や中間貯蔵施設等の活用**や芸術等の新たな地域コンテンツの発掘等
  - ・ ホープツーリズムを始めとした、**観光振興策を戦略的に推進**
- **福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進**
  - ・ 「ロボット」「農林水産業」「エネルギー」「放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用」「原子力災害に関するデータや知見の集積・発信」の各分野の質の高い研究開発の推進、**施設整備の可能な限りの前倒し**
  - ・ 国内外の優秀な研究者が定住するにふさわしい生活環境整備
- **福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建**
  - ・ 構想の具体化、F-REI等との連携等を通じ、「**実証の聖地**」として、地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大を牽引し、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展を実現
  - ・ **ドローン・ロボット、衛星・宇宙関連**の先進的な取組、スタートアップの誘致
- **農林水産業の再建**
  - ・ 令和12年度末までに約11,000haを目標とする地域の取組を支援し**営農再開の加速化**、省力的かつ稼げる農業生産体系の構築、広域的な産地形成の推進
  - ・ **帰還困難区域内の森林整備再開**に向け条件整備の上で**本格復旧に着手**、中高層公共建築物における福島県産材の活用に向けた関係省庁間での情報共有等
  - ・ 計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進
- **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
  - ・ 食品規制等を科学的・合理的見地から検証、安全性を担保された自家消費食品の摂取制限見直し

### 2. 地震・津波被災地域

- ・ 第2期復興・創生期間において残された事業に全力を挙げ、復興事業がその役割を全うすることを目指すとの方針に基づき取組み
- ・ 第2期復興・創生期間の終了までの間に培ってきたノウハウの地方公共団体等への継承や地方創生の施策を始めとする政府全体の施策との連携を促進
- ・ **心のケア等**や被災した子どもに対する支援等の**中長期的取組が必要な課題**については、被災地の状況を丁寧に把握し関係省庁等が連携しながら、政府全体の施策を活用するとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策により対応

### 3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・ 東日本大震災・復興記録を収集、取りまとめ、幅広く普及・啓発
- ・ 被災各地の追悼・祈念施設、震災遺構、伝承施設等の中で連携しつつ、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承

## 復興を支える仕組み等

- **財源等**
  - ・ 次の5年間は復興に向けた課題を解決していく極めて重要な期間であり、**今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保**する
  - ・ **令和8年度から5年間の事業規模は1.9兆円程度**の見込み
  - ・ この中で、**福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間を十分に超えるものと見込まれる**
- **自治体支援**
  - ・ 必要な人材確保対策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続
- **組織**
  - ・ 原子力災害被災地域の最前線の復興に必要な福島復興局内体制整備
  - ・ 地震・津波被災地域に残る中期的課題への支援に必要な復興庁内体制整備
- **その他**
  - ・ 基本方針は、第3期復興・創生期間の開始から3年後を目途に必要な見直し

# 福島復興再生特別措置法概要

(公布:2012年3月31日、改正:2013年5月10日、2015年5月7日、2017年5月19日、2020年6月12日、2022年6月17日、2023年6月9日)

## 目的

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生の推進
- ・東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生

## 基本理念

- ・地域社会の絆の維持及び再生
- ・住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ること
- ・地方公共団体の自主性及び自立性の尊重
- ・地域のコミュニティの維持への配慮
- ・正確な情報提供

### 福島復興再生基本方針（閣議決定）

#### 福島復興再生計画（知事が作成、内閣総理大臣が認定）

（原子力災害からの福島の復興及び再生）

原子力災害からの福島の復興及び再生の基本的方針

（避難指示・解除区域の復興及び再生）

避難解除等区域の復興・再生

特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興・再生

（福島全域の復興及び再生）

放射線による健康上の不安の解消、安心して暮らすことのできる生活環境の実現

原子力災害からの産業の復興・再生

福島イノベーション・コースト構想の推進、新産業の創出

特定復興再生拠点区域復興再生計画

特定帰還居住区域復興再生計画

農用地利用集積等促進計画

帰還・移住等環境整備事業計画

生活拠点形成事業計画

企業立地促進計画

新産業創出等推進事業促進計画

特定事業活動振興計画

### 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・生活の安定を図るための措置
- ・住民の円滑な帰還及び移住等の促進を図るための措置
- ・住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置
- ・再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置
- ・東日本大震災からの復興のための財政上の措置の活用 など

### 原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

### 福島国際研究教育機構（F-REI）

- ・新産業創出等研究開発やそれに係る人材育成等を総合的に行う

# 福島復興再生基本方針改定の概要 (令和7年12月16日 閣議決定)

- 令和7年6月に、令和8年度からの第3期復興・創生期間（令和8～12年度）の復興の方針を定めた「東日本大震災からの復興の基本方針」を改定（東日本大震災復興基本法）。
- 福島については、福島復興再生特別措置法における国の基本方針・県の計画という体系のもとで施策を展開するところ、令和8年度からの第3期復興・創生期間に向けて、**国が作成する「福島復興再生基本方針」**及び**県が作成する「福島復興再生計画」**についても、それぞれ改定する。
- 国の「福島復興再生基本方針」については、「東日本大震災からの復興の基本方針」や「福島イノベ構想を基軸とした産業発展の青写真」など**今後の福島の復興・再生に関する最近の政府の方針や復興の進捗状況等を反映し、改定。**

【参考】「福島復興再生基本方針」は、平成24年7月に閣議決定され、その後、福島再生特別措置法の改正にあわせて順次改定。（平成29年6月、令和3年3月、令和4年8月と順次改定を実施し、**直近の改定は令和5年7月。**）

## <主な改定箇所>

- **廃炉・ALPS処理水**に係る取組（海洋放出開始後の取組等）
- **除去土壌等の県外最終処分**に向けた取組（基本方針やロードマップ等の反映）
- **農林水産業**に係る取組（広域的な産地形成、帰還困難区域を含む森林整備、計画的な水揚げ回復等）
- **帰還困難区域**における取組（活動の自由化等の今後の活動の在り方の検討等）
- **福島イノベーション・コースト構想**に係る取組（地域の稼ぎ・日々の暮らし・担い手の拡大の3つの視点の追加、重点6分野の取組等）
- **F-REI**の取組（設立後の進捗状況の反映）
- **医療**の取組（双葉地域における中核的病院の記載）、**インフラ整備**の取組（計画の反映）、その他、復興の進捗に係るデータや実績の更新

## 法の内容等

- 被災者<sup>(1)</sup>の不安の解消、安定した生活の実現のため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を規定
    - (1) 一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれに準ずる者
  - 政府は、支援対象地域<sup>(2)</sup>、被災者の生活支援等に関する基本的な事項等を定める「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(基本方針)を定める
    - (2) 放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが、一定の基準以上である地域
  - 政府は、放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直す
- ※ 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立、同月27日施行

## 基本方針の内容等(平成25年10月閣議決定、平成27年8月改定)

- 支援対象地域に関する事項
  - ・ 当初、放射線量の年間積算量が**20mSvを下回るが相当な線量が広がっていた地域**について、支援施策を網羅的に行うべきとし、**福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)**を支援対象地域と規定
  - ・ 改定の際、線量は大幅に低減しているが、避難先等への居住、元の居住地への帰還について被災者が判断するためには一定の期間を要するため、**当面、放射線量の低減にかかわらず、支援対象地域の縮小又は撤廃はしない旨規定**
- 被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項  
被災者が具体的な施策について把握できるようにするため、**関係省庁の各施策の概要、対象地域等を記した資料を取りまとめ、公表**することを規定

## 支援施策の概要

- ・放射線による健康への影響調査(県民健康調査)
- ・住宅確保の支援(公営住宅の入居円滑化措置)
- ・移動の支援(原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置)
- ・子どもの就学等の援助・学習等の支援(福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業)等



# 令和8年度復興庁予算案のポイント

令和8年度 概算決定額(復興庁所管)：4,492億円 [前年度予算額：4,864億円]

## I. 被災者支援：181億円 [前年度199億円]

被災者の心のケア、被災した子どもに対する支援など、きめ細かな支援を実施。

- ・被災者支援総合交付金(55億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業(11億円)
- ・被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配(9億円)
- ・地域医療再生基金(61億円) 等

## II. 住宅再建・復興まちづくり：395億円 [前年度675億円]

災害公営住宅の家賃低減のほか、道路事業や災害復旧等の支援を継続。

- ・家賃低廉化・特別家賃低減事業(211億円)
- ・社会資本整備総合交付金(13億円)
- ・森林整備事業(36億円)
- ・災害復旧事業(133億円) 等

## III. 産業・生業(なりわい)の再生：700億円 [前年度361億円]

福島県の営農再開に向けた取組を強化するとともに、水産業、観光等への支援を継続。被災12市町村などへ進出した企業への支援を実施。

- ・福島県営農再開・高付加価値産地展開支援事業(37億円)
- ・福島県農林水産業復興創生事業(33億円)
- ・漁業・養殖業復興支援事業(201億円)
- ・水産業復興販売加速化支援事業(37億円)
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業 [後掲]
- ・福島県における観光関連復興支援事業(5億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(275億円) 等

## IV. 原子力災害からの復興・再生：2,895億円 [前年度3,355億円]

特定復興再生拠点や特定帰還居住区域の整備、中間貯蔵関連事業等を着実に実施するとともに、風評払拭の取組を強化。避難指示解除区域における生活環境の整備を推進。

- ・特定復興再生拠点整備事業(72億円)
- ・特定帰還居住区域整備事業(488億円)
- ・中間貯蔵関連事業(991億円)
- ・復興情報提供・地域情報発信(風評払拭・リスクコミュニケーション強化)(22億円)
- ・福島再生加速化交付金(591億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(52億円)
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業(38億円) 等

## V. 創造的復興：275億円 [前年度224億円]

単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想に係る取組を実施  
福島国際研究教育機構関連事業(186億円) ・イノベ地域復興実用化開発等促進事業(74億円) ・移住等の促進(福島再生加速化交付金の内数)

※ 上記のほか、復興庁一般行政経費等(46億円)などを計上。

※ 福島国際研究教育機構については、別途、共管省の一般会計予算にも研究費等を計上(13億円)、全体で200億円。